

令和5年第2回砂川市議会定例会

令和5年6月20日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告
日程第 1 一般質問
散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

武 田 真 君
是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
辻 勲 君
山 下 克 己 君
石 田 健 太 君

○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君
議 員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
議 員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君
水 島 美喜子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井上守
病院事業管理者	平林高之
総務部長兼会計管理者	板垣喬博
総務部審議監	安原雄二
市民部長	堀田一茂
保健福祉部長	安田貢
経済部長	野田勉
経済部審議監	畠山秀樹
建設部長	斉藤隆史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	岩間賢一郎
政策調整課長	玉川晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	東正人
指導参事	堤雅宏
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	川端幸人
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	板垣喬博
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	野田勉
-----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	為国修一
事務局次長	安武浩美
事務局主幹	斉藤亜希子
事務局係長	野荒邦広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。暑い方は上着をお脱ぎください。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

武田真議員。

○武田 真議員 (登壇) 皆様、おはようございます。それでは、通告に基づきまして私からは大きく2点について伺います。

大きな1、火災跡地の瓦礫の処理についてであります。昨年12月4日、砂川市東2条北2丁目にある店舗と住宅を兼ねた建物で火災が発生し、現在跡地には瓦礫が残されています。この土地はJR砂川駅前の商店街の一角に位置し、ふだんから人通りが多い市道に面しています。しかし、火災から半年以上が経過しているにもかかわらず、一部の瓦礫が撤去されただけで大部分は放置されたままの状況です。このままでは環境の悪化など、さらなる問題が懸念されます。そこで、この火災跡地の瓦礫の処理等について市の今後の対応について伺います。

大きな2、介護を支える人材の確保等についてであります。砂川市第7期総合計画の人口推計によれば、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上になり、高齢化がさらに進むことが予想されています。特に要介護率は85歳以上で上昇することから、介護の需要は今後さらに増加することが見込まれます。また、厚生労働省の第8期介護保険事業計画によれば、将来的には北海道全体でもさらなる介護人材の需要が予測されていますが、現時点でも介護人材の不足が全道的に深刻な状況です。このような背景から、本市において将来にわたり安心できる介護サービスを提供するためには安定的な介護人材の確保が重要な課題と考えます。そこで、次により伺います。

(1) 介護人材確保対策の現状等について。

(2) 介護保険サービス事業者への介護人材の確保支援の考えについて。

①介護職員初任者研修への支援について。

②介護福祉士実務者研修等、介護人材のキャリアアップへの支援について。

(3) 多様な介護人材の確保、育成の考えについて。

①離職した介護人材の復職支援について。

②定年後の元気な高齢者の介護業界への新規参入支援について。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 (登壇) 大きな1、火災跡地の瓦礫の処理についてご答弁申し上げます。

令和4年12月4日午後8時頃に発生した砂川市東2条北2丁目の店舗併用住宅の火災では、建物が全焼し、また建物が鉄骨造りであったことから、現場には現在も火災の熱で曲がった鉄骨や焼け落ちた建物の残骸などが積み上げられている状況であります。このため、現場には、歩道側のみではありますが、セーフティコーンバーで転落等の防止措置をしているところであります。これまでの経過として、火災後、私有財産の管理として、瓦礫処理の当事者となる建物等の所有者につきましては登記情報から確認できておりますが、今年に入り建物所有者のご親族が市の窓口に来られ、瓦礫処理の方法や業者についての相談を受けたところであります。現在のところその後の進展はありませんが、建物所有者のご親族が瓦礫処理の意向を示していることから、今後も市に相談などが寄せられた際には対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 大きな2、介護を支える人材の確保等についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)介護人材確保対策の現状等についてであります。国におきましては令和3年度から5年度を計画期間とする第8期介護保険事業計画の中で、全国的に必要となる介護職員の将来推計では令和元年度時点の約211万人に対し、令和22年度、2040年には約280万人と元年度に比べ約69万人、32.7%増員する必要があるものと推計されております。北海道に係る推計では、令和元年度の約10万1,000人に対し、令和22年度には約13万3,000人と現状より約3万2,000人、31.7%増員が必要と見込まれております。少子高齢化の進展による就業人口の不足が懸念される中、介護職員の人材不足については既に社会保障制度における大きな課題となっているものであります。このような状況を踏まえ、国は第8期介護保険事業計画において介護職員の処遇改善、多様な人材の確保、育成、離職防止、定着促進、生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境の整備など総合的な人材確保対策に取り組んでいるところであります。

一方、市内の状況としては、毎年4月1日現在の介護職の募集状況等を把握するため、市内老人福祉介護関連事業所関係職員調査を実施しておりますが、本年度の結果では介護職として勤務している実人数が想定人数よりも少なく、募集を行っている事業所が入所施設、通所施設を合わせ10か所以上に上る状況となっており、市内においても介護職の人材不足が顕著となっているところであります。市では、近年のコロナ禍での様々な影響に対し介護事業所等のサービス継続と安定的な経営を支援するため、感染症対策慰労金支給事業や社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金の支給を行うとともに、介護職員の人材確

保についても全国市長会を通じた介護職員の処遇改善に関する国への要望活動や、独自支援策として介護老人福祉施設を運営する社会福祉法人に対し介護職員初任者研修等の研修費用を助成することで介護水準の維持、向上に向けた支援に努めております。

次に、(2) 介護保険サービス事業者への介護人材の確保支援の考えについて、①介護職員初任者研修への支援についてであります。介護職員初任者研修は介護職員として働くために必要な基礎知識と技術が備わっていることを証明するもので、受講資格はありませんが、厚生労働省が示す指針の下、各都道府県から指定を受けた養成校が実施する研修を受講の上、修了試験に合格することで得られる資格であります。この資格がない場合、身体介護ができず、担当業務が生活援助に限定されるため、多面にわたって要介護者のサポートを行うためには取得することが望ましい基礎的な資格と位置づけられております。市では、介護人材の確保及び定着率の向上などを図るため、市内の社会福祉法人で研修修了後、当該職員が引き続き1年以上就労している場合に研修費用を助成しており、平成26年度以降計13件、約100万円の補助金を支出しているほか、砂川高校に在学する生徒が当該研修を修了した際にも費用を助成しております。

次に、②介護福祉士実務者研修等、介護人材のキャリアアップへの支援についてであります。介護福祉士実務者研修は介護職員初任者研修の上位資格であり、介護分野で唯一の国家資格である介護福祉士を受験するため、3年以上の実務経験に加え、当該資格の取得が必須要件となっております。訪問介護事業所において配置しなければならないサービス提供責任者の任用資格でもあり、喀たん吸引や経管栄養など実践的な知識と技術の習得も目的としていることから、初任者研修に次いで取得することが望ましい資格となっております。市では、令和3年度よりこの実務者研修を助成対象に加え、過去2年間で計13件、約130万円の補助金を支出しており、より質の高い介護サービスの提供、あるいは資格取得によるモチベーションの向上が図られるよう、介護人材のキャリアアップへの支援を行っております。

次に、(3) 多様な介護人材の確保育成の考えについて、①離職した介護人材の復職支援についてであります。介護人材の確保を図るためには、新規人材の確保に限らず、離職した介護人材の把握、復職支援を推進していくことも重要であり、道内では北海道福祉人材センターにおいて国が平成29年度に創設した介護福祉士の離職者に係る届出制度に基づき、旧ホームヘルパー養成研修1、2級課程を含め、各種介護資格取得者の届出を受け付けており、届出された方に対し、介護職の求人情報など様々な情報提供を行うとともに、一定期間の従事実績により返還が免除される離職者の再就職準備金貸付事業など、就労支援やスキルの維持、向上に向けたサポートに取り組んでおります。当市といたしましても、市内事業所と連携を図りながら制度の周知等に努めてまいりたいと考えております。

次に、②定年後の元気な高齢者の介護業界への新規参入支援についてであります。全国的な労働力不足や健康寿命の延伸を背景として高齢者の就業年齢が延長される傾向にあ

る中、介護業務について未経験の高齢者が肉体的にも精神的にも負担の大きい業種とされる介護業界に全く新たに参入していくことは、現実的に難しい側面があるものと推測しているところであります。しかしながら、市民に対する介護保険制度の理解促進を図っていく中で、介護業務の経験がない高齢者の方でもボランティア活動の一環として介護を必要とする方への日常生活支援に興味関心を抱いたり、ICT機器等の導入による職場環境の改善が進むことで介護業務への就業について意欲が喚起されるケースはあり得るものと考えております。高齢者が社会参画を継続していくための取組としてどのようなものが適切であるか検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問していこうと思うのですが、まず火災跡地の瓦礫の処理についてであります。パネルを用意したので見ていただきたいと思います。この状況は、市道側から私が写真を撮ったものなのですが、市道からJRの線路に向かって写真を撮っております。間口より奥行きが長い店舗の跡地そのままに瓦礫が載っているというような状況でありまして、面積的には100坪以上あるのかと見えております。また、この瓦礫を詳細に見ていきますと、ほぼごみ、有価物はほぼないという状況が見てとれました。また、この土地の周辺、道路側は当然市道で市の土地になっておりますし、奥側は駅につながっている市営の駐車場の接続道路になるのですか、駅裏の市営駐車場になっております。左右にも土地があるということで、恐らく何らかの権利者がいるのかと推測はされます。

そこで、私が確認したいのは、この土地の権利関係、地権者を含めて周囲の土地の権利関係です。どのように現状を把握されているのかをまず確認させてください。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 火災があった場所の土地の権利関係、所有者というご質問でございますが、建物があった場所は建物所有者の所有する土地1筆と、その南側に河川用地が隣接しております。この河川用地は国の所有地でありますけれども、管理は北海道がしていて、建物を建てるときに建物の所有者が占有許可を得て建物を建てているということでございます。建物所有者の土地の東側、線路側には市の行政財産である土地が隣接しているところでございます。北側には個人の所有の土地が隣接しております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 そうしますと、当事者としては建物があった底地の地権者の方がまずいらっしゃるということと、隣の民有地ですか、駐車場として使われている民間の方の土地、この奥側は駐車場に接続されている市有地、駐車場の用地の一部なのかと想像するのですが、その土地があると。そして、国の土地ということで、当事者としては国、市と、あとは民間、個人の方が2人ほどいるのかと。担保物件はどうなっているか分からないので、その他物件の状況は分からないのですけれども、今のところ見えるのは当事者はそれ

だけということになると思うのですが、そうしますとこの瓦礫の載っている土地に市の土地が接続されていることになると思うのです。いわゆる隣地がこのような状況になっているということになってくると思うのですけれども、手前は市道ということで当然市の土地であります。現状先ほどの答弁では相談等をしているということと、解決に向けて意向を持っているというお話だったのですけれども、ただ市は当事者になっていますよね、既に。というのは、このような瓦礫の載っている土地、例えば崩れてくるとか、汚水が流れてくるといった可能性があるわけなのですけれども、現状市の土地と隣り合っただけで接続されているわけですから、隣地、隣の土地がこのような状況になってくるということになると市は利害関係人になってくると私は思っているのです。

というのは、令和5年4月1日付で改正民法が施行されたのですけれども、新しい民法で物権法の一部に新しい条項等が加わったのですが、管理不全土地という条項が加わったのです。管理不全土地、文字どおり管理不全な土地なのですけれども、条項を読みますと、第264条の9なのですけれども、要は所有者による土地の管理が不相当であることによって他人の権利または法律上保護される利益が侵害され、または侵害されるおそれがある場合、必要があるときは裁判所が管理人をつけることができるという規定があって、この土地が管理不全土地なのかといえば、微妙だと私も思っております。先ほど答弁であったとおり、相談して瓦礫を撤去する意向をお持ちだということなので、一概にここが管理不全な土地だと私は言うつもりはないのです。ただ、現実問題として管理不全の土地の寸前にあるのかと私は認識しております。市として、先ほど相談業務等で対応するのだというお話があったと思うのですけれども、市は隣の土地を所有している、市が所有権を持っている土地がこのような状況になっているということで、私自身は市は当事者の一員だと認識しているのですが、市としては相談等の対応に限定された対応という答弁だったと思うのですけれども、利害関係人の一人として、当事者の一人として私は対応すべき案件かと考えているのですけれども、この辺市は現状どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 市の土地が隣接しているということで、市の今後の関与はないのかというご質問だと思います。1回目にご答弁したとおり、火災があった後、今年に入り建物の所有者のご親族の方が市に相談に見えた際に火災の瓦礫が市の土地にも若干かかっているのではないかとご心配もされておりました。私も現場を確認しております。土地の境界が目視ではどの部分からどの部分までというのは分かりませんでしたけれども、瓦礫の中には大きな鉄骨もあることから、市の土地にかかっている可能性もあるかもしれません。しかし、土地の所有者のご親族から、市の土地に瓦礫が影響しているのであれば処理をするまでこのまま猶予をいただけないかというご相談もありましたので、現状のところ市としてはご親族が瓦礫の処理の意向を示しているということを尊重しまして、特別

な働きかけは行っていないところであります。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 それは、しっかりコミュニケーションが取れているかどうかということだと私は思うのです。そこは、現状どのくらい話合いが進んでるかどうかは見当がつかないのですけれども、この種の問題は大体処理に時間がかかったり、あるいは当事者間のコミュニケーションがしっかり出来ないということになると問題解決に時間を要するのです。この場合、現状この土地なのですけれども、見てのとおり、いつ何どき砂川市の管理している土地にこの瓦礫が転がってくるか分からない状況でありますし、しかも、今は6月ですか、あと5か月もしたら雪が降ってきますよね、また来年ということになっていきます、もしその場合は解決までに。すると、現状辛うじて維持されていますけれども、また関係者も恐らく整理整頓を時々しているのかという想像はしているのですが、そうなってくるとこれはまたずっと繰り返しになっていくと思うのです。ですから、この種の問題は早期解決が私は重要だと考えております。

現状答弁を聞く限りはどの程度当事者間でコミュニケーションが取れているかは分からない状況の上に、パネルで説明したとおり国が管理、国の土地、道が管理している土地、その隣は民有地ということで、関係者は複数いるわけです。時間がたてばたつほど、場合によっては関係当事者が増えていくと、権利関係が複雑になってくということもあるわけでありまして、現状その当事者間で早期解決に向けてその辺のコミュニケーションがしっかり取れているのかどうかについて確認させてください。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 当事者間のコミュニケーションが取れているかというご質問でありますけれども、火災の後、今年に入って瓦礫の処理のことについて建物所有者のご親族の方が相談に見えた際に他部署とも話はしております。また、国、道とは今のところ話はしてございませんけれども、今後この瓦礫の処理が長期間にわたって放置されることとなりますとそういう関係機関とも協議が必要かと考えているところでございますが、今のところ瓦礫処理に対してご親族の方が処理される意向を持っていますので、その意向を尊重して、繰り返しになりますけれども、市としては今のところ建物所有者のご親族の方の処理を待っている状況でございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 私は、もっとスピード感を持ってやったほうがいいと思っていますのです。というのは、この場所は御存じのとおり中心市街地で駅前通りにある一角ですよ。恐らくここにいる方全員この状況を見ていると思うのです。市外から来る方も恐らくここを通過して、何だ、砂川市は随分だらしないと思われても私は仕方ないと思うのです。私は何度も繰り返すのですが、早期解決が一番重要だと思うのは、先ほど繰り返したとおり長期化すればするほど問題が複雑になって、しかも恐らく費用も増えていくことになると思う

のです。私も過去に胆振振興局、昔の胆振支庁で環境関係の仕事をしていたことがあるのですけれども、大体発端は小さなことからなのです。それが時間がかかる、関係者が増えてくるとどんどん、環境関係の問題ですけれども、複雑化していくというのが多々見受けられた事例を見ております。どんどん問題が大きくなって費用が大きくなると、関係当事者も、いや、ちょっとということになってくるのは当然のことだと思っておりますし、場合によっては権利者が替わってくると、当事者が増えてくるということはよくあるのです。例えば私が経験したもののの中では、ただの土地所有権だけかと思ったら、実は3番まで抵当権がついていたと、抵当権者がいると。ますます権利者が増えていって難しくなっていくのだという事例を実はいろいろ見てきました。当然担保権者もいろいろ言い分、担保権者も物権排除請求権を持っていますから、いろいろ言えるわけでありますから、権利関係が複雑になるとこの調整というのはますます難しくなるのです。

現時点では地権者という限定でありましたけれども、担保物件はどうなっているのだというのでも分からないですし、登記簿を見ていないですから分からないのですが、そういった部分を関係者の元の建物を、関係者の方を疑うわけではないのですけれども、しかもこれが例えば市有地でないと、民間の住宅街の一角でこういうことがあったのだということであれば市はごみの処理について指導、助言ということはよく分かりますが、市は当事者なのです。隣の土地、自分の土地の隣の土地がこのような状況になって、しかも先ほど管理不全土地と言いましたけれども、市は自分の土地を侵害されるおそれがある場合ということで請求権を持っているのです。権利としてきちんと言える立場にあるのです。ですから、当事者の意向に任せて処理するのだというスタンスは、私は少し違うと思います。自ら当事者としてこの解決に当たるというのが当然のスタンスではないでしょうか。仮に自分の住んでる家の隣がこのような状況になって、物申さない、隣の人がきつと善意でやってくれるのだらうとは世の中ならないですよ。私の場合は、すぐさまこの法律の条項を使って司法処理します。私はやります、すぐ。それが当然、民間ではそうだと思う。司法手続をいきなり使うという人はそうそういないとは思いますが、普通それがスタンスではないでしょうか。しかも、この場所がまちの真ん中、このような状況になって心地いいなという人は私は誰もいないと思うのです。この辺は市はもう少し当事者として積極的に関わるべきではないでしょうか、もう一度伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 瓦礫の処理について、その瓦礫が市の土地の上に載っているという可能性がある場合、市は当事者ではないかというご質問でありますけれども、先ほど建物の所有者のご親族の方の処理を待つてというお話もしましたけれども、私も現場を確認して、景観上からいってあまりよいものではないという認識はしてございます。今後その処理の方法については、市がどうできるのかということも含めて関係機関、他部署にも話を聞きながら早期解決に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 市の関係機関はどこに当たるのか、建設部に当たるのですか。総務部になるのか、分からないのですけれども、関係部署の調整もあるということなのか。縦割りでどうなのかとは思いますが、基本的にこの問題の当事者として仮に担当の窓口になるという部署は、これはどこになるのか、確認させてください。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 当事者としての担当窓口ということであれば、隣接している土地は行政財産で市民生活課が担当しておりますので、市民部が窓口になると思います。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 そうしますと、市民部が当事者となって交渉の窓口になると思うのですが、また繰り返しになるのですけれども、あと5か月もしたら雪が降りますよね。そうなったら片づけも何もできなくなるわけです。早期解決に向けて、今年中に解決するのだということであればもう動かないと冬に間に合わないですよ。来年もこのままでいいということには私はならないと思うのです。当事者の意向を待って進めるのだということに私はならないと思います。しかも、市は当事者として、隣地所有者として法的な権利、権限があるわけですよ、請求する権利が法的に。私は司法手段にかけると言っているつもりはないです。これは、現状ここが管理不全土地だとは言い切れない状況だというのは、先ほどの答弁でも当事者が解決の意向を持っているということですから、私もここが管理不全土地だとは言い切りませんが、ただ来年もこのままだったら、再来年はどうなっているか。そこは、完全に管理不全土地と私は言わざるを得ないと思うのです。そうすると手法手続にかけなければならない。となると当然費用もかかってきますと。そのときに権利関係をもう一度調べてみたら相続人が替わってしまったりか、隣の人はどこかへ行ってしまいましたとかとなってしまうと、これまた解決に時間がかかるわけです。今のこの時期に関係者が解決に向けてやるのだという機運があるのであれば、年内に、できれば雪降る前に早期決着を目指すべきではないでしょうか、改めて伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 瓦礫の処理について建物所有者のご親族が処理の意向を持っていることもありまして、現状そのままですけれども、隣接している市の土地もございます。窓口は市民部になりますので、早期解決に向けて建物所有者のご親族の方と連絡を取ることもあろうかと思っておりますので、今後どういう方法で解決できるかということも含めまして早期に向けて解決を図ってまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 あと私が気にしているのは、権利関係等が現状示された部分以外にもしかなかったら何かあるかもしれないということもあるのです。先ほど言ったとおり担保物件とか、見えない物件ついてる可能性もあるのです。この問題は、恐らく問題長期化したら最後は

司法手段で決着をつけるしかないと思っているのです。先ほど民法の規定の管理不全土地ですか、私はそれをやれと言っているわけではないのです。そうならないようにしなければならぬと思っているのです。そこまで、司法手段を使ってまで解決するという事は私は全然望んでいません。当事者間の話し合いで解決すればそれが一番いい話でありますし、ただその前提として幾つか整理すべき事項があると思うのです。例えば法律関係がそうですよね。これから当たるのだということでもありますから、そうであればしっかり、法律の専門家も市の顧問弁護士の先生もいるわけでもありますし、土地関係ですから場合によっては司法書士の方に聞かねばならないかもしれませんけれども、そうした専門家を交えて、しかも市はこの問題の当事者であるという意識を私は持ってほしいと思っています。ごみ処理に係る助言、指導ではないですよ。あくまでも隣地所有者としての権利の主張ですよ、これ。法的な権利を持っているわけですから、市は当事者として自分の土地が危険なのだ、しかも市道もあります。隣の民間の駐車場を持っている方にももしかしたら被害が及ぶかもしれない。土地の所有者という立場と行政機関という立場ということで、2つの立場があるわけです。それを積極的に使わないで当事者同士の話し合いということには決してならないと私は思います。この辺、市長にこれを聞くのはどうかと私は思って、あえて聞かないですけれども、政策の話でないですから。ここは、もし庁内で、先ほど所管の話をされていましたが、もしかしてその辺の調整も含めてもしるのであれば、庁内でしっかりその辺を調整して、市はこの問題の当事者であると、率先して解決に当たるのだということの覚悟といいますか、姿勢を私は示してほしいと思います。改めてその辺、姿勢をしっかり示していただけますでしょうか。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 瓦礫処理に対する市の姿勢というご質問でありますけれども、担当部署は私どもの市民部が担当窓口になっておりますので、建物所有者の土地であることと、そのご親族は瓦礫処理の意向を示していることも踏まえて、市としては議員さんをご指摘になった弁護士、司法書士等の意見も聞くことも踏まえて早期解決に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 とにかく早期解決が特に重要な案件だと私も過去の自分の仕事の経験からも認識しておりますので、早期解決に向けてしっかり庁内での調整、あるいは外部の専門家を交えて早期解決に向けて年内に解決できるように取り組んでいただきたいと思えます。

大きな2に移りたいと思うのですが、介護人材が不足しているのは全国的な状況だということで、部長にもお示しいただきましたが、砂川市は現行皆様お持ちの第8期の高齢者保健福祉計画、砂川市介護保険事業計画ですか、今年度中に終わるのですけれども、新規計画に向けて作成されているということなのでしょうけれども、この計画においても

一番重要なのは地域包括ケアシステムをどう維持していくのかというのが、新計画、私は概要は分からないですけれども、恐らく地域包括ケアシステムをどう維持していくのが重要な課題なのかと私は認識しております。介護保険制度の持続可能性の確保、あるいは必要なサービスが提供されるような施策を進めていくというのが恐らく新計画においても重要な課題なのかと私は思っているのですけれども、そうしますと地域包括ケアシステムに引き続き取り組むに当たって、介護人材というのは重要な課題だと思っておりますし、これは現行の第8期の砂川市の計画においても重要な課題の一つだと私は認識しております。

そこで市の現状の介護人材育成に関してなのですけれども、人材育成事業ということで社会福祉法人に対して初任者研修のための助成をしているという答弁だったと思うのですが、先ほども答弁でありましたが、市全体の事業所の介護人材の需要は到底満たすことができないという状況だと、現行の砂川市の初任者研修に対する助成事業は現行の助成制度においては砂川市全体の介護人材を満たしていないのではないかと私は認識しているのですけれども、市で現行の助成事業で介護人材の需要を満たされているのかどうか、この辺の認識といたしますか、考えをまず伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 市内の介護人材が充足されているかどうかというご質問でございまして、1回目の答弁でも申し上げましたが、毎年4月1日に市内の該当する事業所に対しまして関係職員の配置状況、それに対しての不足に伴う募集の状況ということについて調査した結果は、10か所以上の事業所において介護職の人材募集を行っているということから、これは今年度だけではなく、継続して同様の状況が続いているものでありますので、市内の各事業所においては、特に入所系かと思っておりますけれども、人材は不足しているという認識でございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 私も言葉足らずだったのですけれども、要は今やっている砂川市の支援事業、助成事業によって賄われるという認識かどうかという話だったのですけれども、結論から言えば砂川市の現行の助成事業をしたとしても介護人材の需要は到底満たされていない状況だと私も思っております。それで、現行の砂川市の介護人材の支援事業は、社会福祉法人に助成事業をしております。あと高校生ですか、されている状況なのですけれども、私はこれを通告にも書いてありますけれども、もっと多くの人に受けてもらいたいと思っているのですよ、初任者研修の助成を。というのは、実際現在も道内で私調べた限りは、30ぐらいの自治体で初任者研修に対する助成事業をしております。この近辺では深川市が助成事業に取り組んでるのですけれども、どのような人が対象なのかというのを見ていきますと、基本的に市内に住所を有する者と市内事業所に就労している者、もしくは就労予定の者と市内学校に通学する学生が対象になっておりまして、当然年齢、性別等一

切関係ない形の初任者研修の助成事業をしております。現行の砂川の助成事業は、特定の社会福祉法人ですか、あと高校生、学校の生徒だけということで、私は極めてこの助成事業の範囲が狭いという問題意識を以前から持っております。

現行の砂川市の8期の介護保険事業計画を読んでいきますと、196ページを見ますと、介護人材の育成支援事業について今後市内の介護保険サービス事業者等の介護人材の確保や負担軽減につながる支援について検討すると書いておまして、これは市でも恐らく問題意識として私は持っているのではないかと想定しております。現行の社会福祉法人、196ページ、下から2段目のところにありますけれども、市としても私は問題意識を持っているのだと認識しております。であれば、砂川市は、地域包括ケアシステムでは私は先進自治体だと認識しております。各地からいろいろな方が見学に来てますよね、砂川市のシステムを勉強したいということで。一方では、それを支える介護人材の状況はどうかといえば、先ほど申したとおり足りない。需要調査でも足りないし、全道的にも足りないし、包括ケアシステムを支える人材が足りない。いくらコンピュータシステム、ネットワークを入れたのだと、施設が立派な箱ができたのだといっても、人材がいないと地域包括ケアシステムを回すことができないですよ。

そうした意味で、初任者研修というのは、先ほど部長が丁寧にご説明いただきましたが、これがないと身体介護もできないのです。生活介護、居宅の掃除はできるけれども、直接利用者の体を触ることができないのですよ、この研修を受けなければ。基本的には介護の仕事をする方はまずこれを受ける。そして、次に、先ほど部長から実務者研修のお話もありましたが、受けると。実務経験を積んで介護福祉士になっていくという、そういうキャリアの入り口のところなのです。最終的に初任者研修を受けた人全員が介護福祉士になるとは思えないですけども、間口を広げるということは、私は極めて重要なものだと思います。できれば若い人にもっと受けてもらいたいし、もしくは子育て終わった世代とか、余裕ができた方とかがこの研修を受けることによって、先ほど最後に元気高齢者ということと言いましたけれども、場合によっては高齢者の方も新しい人生にチャレンジしたいのだということ考えた場合、この初任者研修というのは非常に大きな役割を果たしているものでありまして、各自治体の補助の要件を見ていくと多くの人にこの研修を受けてもらいたいのだという意思を私は感じます。であれば、包括ケアシステムの先進地である砂川としては、介護人材の育成についても私は先進地であってほしいと思っているのですけれども、今9期計画が作成中ということであって細かいことは言えないとは思いますが、私はこの包括ケアシステムを支える人材についてもっと多くの人に、入り口の初任者研修についてはぜひとも多くの人に受けてもらいたいと思っているわけですが、この辺言いつらい部分もあるかもしれませんが、9期計画に向けて市として初任者研修、介護人材の入り口の人材の確保に向けてどのような考えでいるのかをまずお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 職員研修、議員ご指摘のとおり基礎、基本の大切な資格であると認識してございます。市内の通所、入所系事業所を対象としまして、それぞれどのような資格をお持ちになっておられるのかという調査も先般行った結果としましては、初級職員研修に関してはおよそ市内300名の正職、非常勤の方のうち約85%の方が取得されているという状況でございます。当市において社会福祉法人に限って来ているというものについては、当該法人が介護職員100人を超える規模の極めて大きな役割を担っていただいているというところから、そういった施策を講じてきておりますけれども、今後他の事業所にこの初級職員研修の助成の拡充を図っていくかどうか、これにつきましては、ご指摘のとおり現在第9期計画の策定中でありますので、この計画の策定過程の中で検討を加えてまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 この課題についてはまた後ほど最後に市長にもお伺いしたいと思って、時間もありませんので、(3)について確認していきたいと思うのですが、まず離職人材の支援については道の制度がしっかりあるわけですから、この辺の周知については徹底していただきたいと思うのと、(3)の②が私は今回重要だと思っているのは、元気高齢者の介護業界への新規参入についてなのですが、部長の答弁は基本的に難しい仕事をまずできないでしょうというのがあったと思うのですが、それは私もそうだと思います。身体に負担のかかる業務はなかなか難しいだろうというのは想定してまして、ボランティアというお話もありましたけれども、これは介護人材不足対策ということで国の厚生労働省でもいろいろ施策を打っているのですが、現在モデル事業で各県、様々な県で元気高齢者を介護職の助手として採用するのだというモデル事業を実は各地でやっております。当然介護の専門職がやるべき仕事、病院を考えていただければ分かると思うのですが、看護師がいて、助手の方も当然いるということで、実は介護の仕事で助手という仕事はあまりクローズアップされていなかったとか、そういうことを重視してやっていたというのはあまりこれまでなかったような気がするのです。介護士は、直接利用者の方に触れて介護サービスを提供するという役目を、一方で例えば機械のメンテナンスとか車椅子を整備したりというような仕事も、実は多々雑用的な部分もあるわけなのですが、そういった仕事について助手として特に技能を持った高齢者に来ていただくと介護士の負担が下がると。現在非常に苦しい現場も負担が下がるというようなことについて、実は実証データもしっかりモデル事業の中で出ているような状況であります。この辺いきなり介護業界にというのは当然難しいとは思いますが、介護業界にはこういった仕事もあるのだという周知とかPRを関係機関と連携してやっていてもいいのではないかと私は思っております。直接難しい仕事は難しいかもしれませんが、今までの技能を生かした仕事についてぜひとも介護業界に参入してほしいと私は思

っておりますので、この辺関連業務について市としても周知とか広報とかいろいろできることあると思いますので、まずその辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 高齢者の活用という点に関しまして介護助手という形での取組につきましては、北海道でも介護助手普及促進事業というような形で地域住民への説明会を開催した事業所等に対して補助金を出すといったような事業も行っていると認識しておりますので、そういった情報を各事業所と情報共有をしながら、特に周辺業務の切り分けのめどを立てていただくという点について市と各事業所において必要に応じて協議を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 そこで、私は最後に市長にお伺いしたいと思っていることがありまして、人材育成については市長も公約で地域を支える人材にあふれるまちづくりというのを主張されておりますし、市政執行方針4ページ目には、人材育成への支援、従業者の各種資格取得に対する支援、従業者の定着に資する取組について検討を進めると、予算には載っていませんでしたけれども、検討を進めるということを方針に書かれております。私は、今回介護人材ということで限定して主張したわけなのですが、市長の目指す方向と私の目指す人材育成の方向性というのは完全に一致していると私は認識しております。特に砂川市は、医療の先進地、地域ケアシステムの先進地ということで非常に大きな役割を、地域医療、そしてケアシステムの維持を担っている介護人材の育成というのは不可欠な情勢だと思っておりますので、ぜひ市長の目指す方向性、人材育成の方向性、市長は介護人材の確保支援についてどのように考えているのか、市長の考えを最後に伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) 例えば介護人材の確保についての市長の考え方ということでございますけれども、昨日市政執行方針の中でも述べさせていただいております。資格の取得の拡大、これは介護人材ばかりではなくて各企業も同じでございます。介護人材に限って言えば、砂川市の高齢化率も既に40%を超えている状況にありまして、将来を見据えますと介護人材の確保というのは必要なことだという認識を持ってございます。議員指摘のように、資格については高校生、社会福祉法人についてただいま実施しておりますけれども、この資格取得の支援についてはその支援をすることによって各事業所の事業の運営、それからそこで働く人たちのキャリアアップにもつながって、そこで企業への定着も見込まれるということでございます。ここは、働き続けられる環境ができるということは望ましいことでもありますので、そして入所する高齢者の方々にも安心感を持ってもらって、より質の高い介護サービス、これが資格が増えることによってつながっていくと考えております。次期の介護福祉計画、これにも資格の取得についても盛り込んでいきま

して、民間事業者の資格取得については早期に実現できますように検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長 多比良和伸君 10分間休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

是枝貴裕議員。

○是枝貴裕議員（登壇） よろしくお願ひいたします。私からは大きく1点、合同墓の運用について質問をさせていただきます。

近年各市町村において合同墓の設置、運用が進められ、砂川市においても市民のニーズに応える形で北吉野墓地内に1,500体規模の合同墓を設置し、令和元年10月より受付、供用を開始されました。以降現在まで、砂川市墓地条例の規定にのっとり運用していると認識はしておりますが、埋蔵しようとする焼骨を所持している方が市外に居住する場合、故人が砂川市に住所を有しなければ利用を制限するとした厳格に取り扱う傾向が見受けられるように思います。条例では柔軟性をうかがわせる特例的な措置をうたう部分もございしますが、個人によっては諸事情により市内での永住かなわず、市外に転出せざるを得ないケースもありますので、利用したい方の意向を踏まえた配慮ある制度の運用及び明記が必要ではないかと考えます。そこで、次の2点について伺います。

1点目は、開設以降の合同墓利用の総件数についてお伺ひいたします。

2点目は、転出した故人が住所を有していた者と同等である者と認められる具体的な定義についてお伺ひいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 大きな1、合同墓の運用についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）開設以降の合同墓利用の総件数についてであります。砂川市の合同墓については平成30年度に造成工事を実施し、同年10月より供用を開始したところであります。供用開始前の利用想定として、基本的に市民を優先することとして年間の埋蔵数を50体、30年間の供用を予定していたところであります。現在まで約5年間の利用の状況としては令和5年5月末時点で申請件数が158件、埋蔵された焼骨は389体であり、年平均としては申請件数が33件、焼骨の埋蔵が83体となっているところであります。

次に、（2）転出した故人が住所を有していた者と同等である者と認められる具体的な定義についてであります。砂川市墓地条例では合同墓の使用者の資格として、埋蔵しよ

うとする焼骨を所持している者で本市に住所または本籍を有する者、死亡時に本市に住所を有していた者、または住所を有していた者と同等であると市長が認めた者の焼骨を埋蔵しようとする者。本市の一般墓地を使用している者であって、当該一般墓地に埋蔵されている焼骨を合同墓に改葬しようとする者と定めているところであります。ご質問の転出した故人が住所を有していた者と同等であると認められる具体的な定義についてであります。これについては様々なケースが想定され、個別の対応が必要であるとの理由から具体的な定義については明示していないところであります。砂川市に長くお住まいであったものの、砂川市以外の特別養護老人ホームや介護施設などに入所するため余儀なく住所を移動された方やお亡くなりになる直前に転出されたような場合を想定しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 是枝貴裕議員。

○是枝貴裕議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ただいま回答をいただき、1点目の件数に関するご回答については分かりました。まだ5年弱しかたっておりませんし、何とも言えない状況かとも思いますが、年間50体の見込みが83体と当初の計画の1.6倍のペースで推移している背景から、市民のための施設として受入れ可能数など物理的な要素を考慮しながら、市民を優先する考え方が当然かとも思いますが、ただ、運用面としまして想定されるケースで申しますと、例えば配偶者が合同墓に埋蔵され、独り身となったご遺族がやむなく市外在住の親族のもとで暮らすこととなり、相当の期間がたってからお亡くなりになった場合は同じお墓に入れられない。先ほど直近というお話もございましたけれども、砂川から転出して相当の期間がたってからお亡くなりになった場合には同じお墓に入れられない状況になるとも考えられます。砂川市で暮らし、住民税を納め、長年まちづくりに参画してきた市民が最後まで砂川でという本人の意向にかかわらず転出を余儀なくされ、砂川市の地で安らかに眠りたいとする願いがかなわぬ状況があるとするならば、これは少し心情的に配慮に欠けた措置のように思いますし、実際にそのような不安を抱える声も耳にしたこともございます。そこで、そういったことから、もちろん物理的な部分も市民への影響を考え、あるかと思いますが、今後そのような事例に対する柔軟な対応についてどのようにお考えなのか伺います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 市民の不安の解消、影響という部分で、条例上の資格要件である住所を有していた者と同等である者の考え方、措置に関するご質問かと思えます。合同墓の運用におきましては、先ほど申しましたとおり対象範囲を広げることにより市民の利用が制限されないよう考慮し、合同墓の利用者に関しましては市民優先の対応を取ってまいりました。今後につきましては、これまでの利用件数等の動向を踏まえ、今ほど挙げられたケースなど今後不安を感じる市民の皆様の不安の解消、またニーズに沿った形で対応ができるよう柔軟な対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 是枝貴裕議員。

○是枝貴裕議員 今ほどの回答から、今後長年にわたり砂川市民として暮らしてきた方への心情に配慮した柔軟な対応について検討するという事で認識はいたしました。合同墓は、歴史も浅く、手探りの部分もあったと思いますし、またどこかで線を引かなければならないという難しさもありますが、さきに申し上げた例などの背景から、ぜひ市民の気持ちを大切に制度の運用について前向きに検討いただきたく、またそのような運用を進めていく場合には利用を希望される方に分かりやすく周知を図るよう要望を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。私からは大きく2点ほど質問させていただきます。

まず、大きな1点目、砂川高校における昼食の提供支援についてであります。今回の飯澤市長就任後初の補正予算におきまして小学生と中学生の給食費無償化の予算が計上されました。この小中学生の給食費無償化につきましては、私の選挙時における活動の中で周辺保護者からも求める声を数多く聞いておりましたし、私自身の選挙公約に掲げていた項目と合致するものであり、歓迎するべき取組であると考えております。そこで、義務教育の枠からその先の一步を進めて、地元の高校である砂川高校の生徒への新たな支援策の一つとして昼食の提供ができないかお伺いをいたします。

次に、大きな2点目、フッ化物洗口の調製方法についてであります。現在市内全ての小学校と中学校においては子供たちの永久歯の虫歯予防手段として砂川歯科医会、砂川市学校薬剤師会、保健所の指導の下、フッ化物洗口について希望する児童生徒を対象に実施しておりますが、その実施に当たっては顆粒を各学校に配付し、実際に使用する状態となる液体にするための調製作業を学校教職員が行っている状況であります。このフッ化物洗口に使用される前の粉末状態の顆粒は、劇薬指定を受けている医療用医薬品であります。使用する液体状態にするための必要な計量、調製、処方といった作業は、学校歯科医の指示の下、学校教職員で行うことは認められておりますが、その取扱いには十分に注意をしなければならず、定められた薬剤の濃度数に調製する学校教職員の責任や負担は大きなものであると考えております。そこで、学校歯科医会との連携の下、今後の実施においては調製を済ませた液体の状態ですぐに学校に配付することができないかお伺いいたします。

以上、この場におきましての1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 (登壇) それでは、私から大きな1、砂川高校における昼食の提供支援について、大きな2、フッ化物洗口の調製方法についてをご答弁申し上げます。

初めに、大きな1、砂川高校における昼食の提供支援についてですが、砂川市に

おける砂川高校に対する支援につきましては、少子化により市内をはじめとした中学校卒業生の減少から高校の入学者も減少の一途であったため、生徒数及び募集間口の数を確保するため、平成25年のサテライト事業補助金に始まり、以降検定試験受験料及び模擬試験受験料補助金や大学入学奨励補助金など、適宜見直しを図りながら、主に生徒の技能、技術の習得や進学、進路に関わる11項目の支援を実施してまいりました。また、これらの支援に当たっては、この間の生徒の入学者数を見ますと少子化や進路希望の動向などにより伸び悩み結果にはありますが、生徒たちの将来を見据え、市内のみならず、中北空知地域の担い手となる人材の確保も考慮し、砂川高校と協議を重ねながら必要な支援を行ってきたところであります。このような背景を踏まえながら、砂川高校に対する支援についてはあくまでも貴重な人材を輩出するための施策を優先すべきとし、技術や技能といった将来にわたって役立つもの、また学習意欲につながるものに限定したところでありますので、昼食の提供についてはコストを含めた業務上の検証や砂川高校の受入れ体制の確認などを行ってまいりたいと考えております。

続いて、大きな2、フッ化物洗口の調製方法についてご答弁申し上げます。フッ化物洗口につきましては、子供たちの健康な歯の育成のため、砂川歯科医師会や砂川市学校薬剤師会の指導の下、保健所などの協力を得ながら、小学校1年生に対するフッ化物洗口事業を平成23年から導入し、翌年度以降実施学年を1学年ずつ増やししながら、令和元年度には市内小中学校全学年での実施となったところであります。このフッ化物洗口にあつては市内幼稚園、保育所でも実施されており、厚生労働省においては4歳から14歳までの期間に継続して実施することにより虫歯予防に最も大きな効果が得られると示されているところであります。近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により集団フッ化物洗口を一時的に中断しておりましたが、5類感染症に移行されたことや虫歯予防の取組の一環として適切なフッ化物洗口を継続的に実施することが必要であることから、夏季休業以降の8月中旬から再開することとしております。

実施に当たりましては、希望する児童生徒を基本に、教育委員会で策定しておりますフッ化物洗口事業実施要領に基づき市内小中学校で週1回行うこととしており、使用する洗口液は学校内で指示書に基づき顆粒を専用の溶解瓶に入れた後、水に溶かし、希釈して調製することとしております。この調製における溶解、希釈する行為は薬事法及び薬剤師法に抵触するものではなく、学校教職員が行うことは法的に問題がないとされておりますが、薬剤の保管や希釈の濃度など注意が必要であり、教育委員会としていたしましては学校や教職員の負担軽減を図る観点から業務の検証を進めるとともに、砂川歯科医会や砂川市学校薬剤師会と協力を図りながら方策を検討してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 本日が私の当選後初めてのデビュー戦になりますが、少しでも再質問で実のある答弁を引き出せるように一生懸命頑張らせていただきたいと思います。そ

れでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目の砂川高校の昼食の提供支援についてであります。私の支援者ですとか、あと周辺の保護者の方々に給食の提供についていろいろとお話を聞いたところ、大歓迎だと、ぜひやってもらいたいという声を今のところほぼ全ての人たちから聞いているような状態にありますが、制度的に地元の自治体が道立高校に給食を提供するという点についてはハードルが高いのでしょうか、お聞かせください。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 今の制度的に自治体が道立の高校に給食を提供できるのか、この質問かと存じます。制度的な面において申しますと、市町の道立高校では自治体が給食を提供している実例もございますし、また現在高校側が給食に関する制度というのは設けてございませんので、給食を提供する側と高校が双方に合意しまして制度を整えることで給食を提供することは可能だと考えております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。私の聞くところでは近隣の新十津川農業高校で給食の提供を行っているとお聞きしておりますが、このほかに道内では給食提供を行っている自治体はどれぐらいあるのでしょうか。また、その際に有償か無償かについての区分けについても把握していれば教えていただきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 道内の高校の給食の導入状況とその際の給食の有償か無償か、このご質問かと存じます。北海道内の公立高校は現在220校あります。このうち給食を提供している高校は、現段階で把握している数でございますけれども、19校であります。さらに、有償、無償の区分で言いますと有償が14校、無償が5校であります。状況としましては、空知管内では2校であり、いずれも有償ですけれども、そのほかは道東、もしくは沿岸の人口規模の小さな自治体に多く所在している状況でございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。次に、砂川高校に給食を提供することになった場合に、ハード的な面で受け入れる側の砂川高校で例えば校舎の構造上、給食運搬車をつける搬入口の問題ですとか、あと例えば食缶を上に向けていくためのダムウエーターというのですか、昇降機、エレベーターみたいなものなどの建物上での課題はあるのでしょうか、教えていただけますか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 給食を提供する際の課題に関する質問かと存じます。まず、ハード的な面に関しまして申しますと、議員さんのおっしゃるとおり、市内の小中学校には給食を配送する車両がアクセスしやすい場所に搬入口を設けていますし、また配送された給食を2階などへ運ぶ昇降機も整備しておりますが、お弁当を持参している砂川高校には

このような設備が整備されていないことですから、改修が伴うことが想定されます。また、さらに給食の搬入口から配食するまでの人的整備だとか、あと給食費の料金設定など、適切な衛生管理の下で運用ができるよう整理していく必要があると考えております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。それでは、例えば食缶などについてなのですけれども、今年閉校になりました石山中学校の分を回して流用するという形で対応できるのではないかと推測はできるのですけれども、これら食缶だとか食器だとか、そういう器の提供数で課題はありますでしょうか。また、砂川市学校給食センターで調理を行う余力はあるのかどうかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 食器等についての提供、また給食センターでの調理を行う余力があるのかというご質問かと存じます。食器や食缶などの器の提供、そして学校給食センターでの調理については現在の砂川高校の生徒数を勘案しますと対応が可能な状況でございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。この給食提供というのは、中学3年生、いわゆる受験生に砂川高校を選択肢としてもらうための魅力ある学校の一つの呼び水となるものであると考えておりますし、さらには頑張る砂川高校生への応援につながるものであるのではないかと考えております。また、最近は食材費の高騰もありますし、また共働き世帯というのも非常に多くありますし、朝早くからお弁当を作る保護者にとっても体力的あるいは経済的な面で給食提供することで負担軽減になるのではないかと考えております。

私は今回の質問のタイトルであえて昼食というタイトル、言葉を使いましたが、それはなぜかという、今まで話してきた給食以外の次のようなもう一つの包含した支援の方法もあると考えたからです。これまで砂川市教委は、砂川高校で頑張る生徒に対して、例えば4年制大学進学者に対する補助ですとか、資格取得に向けた各種検定の補助ですとか、部活動大会の道内外の大会出場への補助などについて予算を組んでまいりました。これらは今後も継続していくべきだと考えますが、従来の頑張る生徒といった切り口だけではなくて、今後さらに考え方の幅を広げた新たな支援策として、給食がすぐにできないのであれば、例えば週に1回とか2回とかでもお弁当という形でお昼の提供をすることができないか、そういった形での新たな支援はできないのか、そのお考えをお聞かせください。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 新たな支援として給食または週に1回でも2回でもお弁当という形でお昼の提供はできないものかというご質問だと存じます。砂川高校の支援につきましては、これまで砂川高校とも十分に協議を重ねながら、主に生徒の技能、技術の習得や進学、進路に関わる支援を実施してまいりましたが、新たな支援としての給食の提供あ

るいはお弁当の提供につきましては、コストも含めた業務の検証だとか、まずは砂川高校の受入れ体制などの確認を行ってまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。これからは、大きな予算を使わなくても、切り口を変えることがすごく大事ではないかと考えております。これまでとの違いをはっきりと見える化させることで、受験生の進路選択において大きな魅力になるものと考えております。ぜひこれまでの枠を超えた給食をはじめとする新たな支援策に前向きに取り組んでいただきたいと考えますが、最後に砂川高校への今後の支援について、また今回質問した昼食提供支援について改めて教育長のお考えについてお聞かせください。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 高橋 豊君（登壇） それでは、私から砂川高校の支援策、そして昼食、給食の提供についてご答弁をさせていただきたいと思っております。

砂川高校への支援については、今までも砂川高校と十分に協議をさせてもらいながら進めています。これは、砂川高校からの要望もあれば、こちらからこういうのはどうでしょうかと、こういうものを踏まえて協議をして、高校受験の性格から、例えば令和6年度の入試に関わる生徒募集に関わる事項につきましては、それをその前の年、例えば6年度入学であれば5年の秋から冬前ぐらいにはその支援策を決めていかなければならないと。つまり今までの事例でいきますと夏ぐらいまでには協議を終えて、これが新規で予算の伴うものについては市長部局と協議をして、その中でこの部分であればいけるという部分があれば、さらに常任委員会で報告をして承認をいただく。その上において、募集要項に次年度からの支援はこういうことだという手順は今まで踏んできています。ですから、今の給食、昼食の関係につきましては、ハード面のものですとか、例えば砂川高校の受入れ体制がどうなのかというものと、それから先ほど予算の関係の話もありましたけれども、小中学生の給食費の無償化でいけば、例えば中学生でいけば1食328円でございますが、砂川高校への例えば全ての支援になりますと、それは食材費だけの単価ということになりますので、例えば設備の改修ですとか、人件費ですとか、光熱水費ですとか、いろいろなものは加味しなければなりませんので、ですから予算面と、それから砂川高校での受入れ体制を含めて砂川高校と十分に協議をしてまいりたいと思っております。今の時点では、まず協議をさせていただくということでご答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。次に、大きな2点目のフッ化物洗口の調製方法についての再質問です。

空知管内の市町のうち、砂川市と同じ粉状の薬剤を使っている市町と顆粒を溶解して調製済みの液体で行っている市町の実施状況について把握していれば教えていただきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 フッ化物洗口に使用する顆粒などの薬剤は水に溶かし、砂川の場合は希釈してから洗口液として使用していますけれども、空知管内の市町の状況というご質問だと存じます。空知管内24自治体の状況であります。本市と同様に学校が希釈を担当しているのは砂川市を含めまして4自治体、あと歯科医師または薬剤師が行っているのが18自治体、このほかに教育委員会が行っているのが2自治体でございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。この粉状から液体にするための作業についてありますが、特定の教職員に偏ることがないように全教職員で分担してやる必要があるのではないかと、協力の下でやる必要があるのではないかと考えますが、私の聞いてるところによると管理職のみでやっているとお伺いしております。この取扱いについて教育委員会からどのような指示を出して、状況を把握されているのかお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 作業指示や状況把握についてのご質問かと存じます。顆粒から液体にする希釈作業、これにつきましては学校教職員が行うことは法的に問題がないとされておりまして、本市の実施要領に基づき、各学校で業務状況を鑑みまして担当者を決めていただいているところでございます。また、その担当者については、直接各学校から教育委員会に報告がされてはおりませんが、作業の担当者は管理職が行っているという、こういう認識はしてございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。この洗口剤の調製というのは粉状である顆粒を水で希釈すると、単純なものであります。希釈された後は劇薬とはなりませんけれども、希釈される前は劇薬であるということで、保管する担当の管理職の方の責任も重大でありますし、希釈する管理職の方もその調製方法について非常に責任重大であると。例えば管理については、ロッカーで管理されたりだとですとか、そんなふうに管理されているとお伺いしております。現在は中学校1つと小学校5つでこのフッ化物洗口を実施しておりますが、分散されているため、1校当たりの負担はそれほどではないと考えますが、今後義務教育学校になって1つの学校になった場合に、いわゆる大規模校となった場合に、管理職の先生のみで厳重な管理もしながら希釈を行っていくというのはまた非常に大きな負担がかかるのではないのかと考えております。ぜひとも専門家である薬剤師の方に調製をしてもらえるよう、学校歯科医会や学校薬剤師会などに協力依頼を行って、今後の実施に当たっては現場での負担が少ないような形での液体の状態の状態で学校に配付することができないのか、改めて教育長にお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 フッ化物洗口の学校の負担軽減ということでもありますので、私か

らご答弁をさせていただきたいと思います。

コロナの関係で一時中断をしておりましたので、学校の特に管理職につきましては少し入れ替わりがありましたので、この辺はやり方の部分では一応調整をかけなければならないという部分はあります。ただ、もう一つ、学校医会、学校薬剤師会についてもこれは毎年事前に協議をしながら進めさせていただいてますので、今年は8月以降という予定ですので、今協議をしている最中だと思いますが、その協議の中で一部でも学校の負担が減るようなことで協議が調うのがあれば、それは実施をさせていただきたいと思います。ただ、予算等が含まれて、そこが十分にいかない場合は、また翌年度にかけて、その在り方といえますか、特に薬剤師さんがそこに対応できるのかどうなのかというのは含めて考えたいと思います。今ほど答弁でもお話をしましたけれども、管内の状況を見ましても液状で配付をするというところが随分多くなっているように思いますので、そのところは十分考慮させていただいて検討させていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 前向きなご答弁いただきましてありがとうございます。ぜひ現場の学校における負担が軽減となりますよう、早い段階での取扱いの変更をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長 多比良和伸君 午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時00分

○議長 多比良和伸君 午前中に引き続いて一般質問を続けます。

辻勲議員。

○辻 勲議員 (登壇) それでは、4点到って一般質問をさせていただきます。

1点目、JR砂川駅の設備改善について。市民が安全で快適に移動するために必要な砂川駅の設備改善については、令和2年9月1日、「JR砂川駅東口整備期成会」で北海道旅客鉄道株式会社(以下、「JR北海道」という)本社に要望したところですが、その後令和4年度は駅東口の必要性についてJR北海道に確認し、1番線の廃止を見込んでのJR側施設の整備、改修、撤去等に係る概算工事費の算定をお願いしていくとともに、駅舎、駅前広場、駐車場等を配置した東口整備のイメージ図によるJR施設以外の配置の妥当性を内部協議いただくなど、建設時の課題となる事項をJR北海道と共に協議・検討していきたいとのことでしたが、これらのことについてどのようになっているのか、設備改善の可能性について伺います。

2点目、有害鳥獣対策について。道内でヒグマの市街地への出没が相次いでいる中、砂川市においても目撃情報が連日のように出されているところですが、ヒグマの駆除対策を中心に以下の点について伺います。

(1) ヒグマの駆除について。

①目撃情報があつてからの対応について。

②猟友会との連携について。

(2) カラス、キツネ、アライグマ、エゾシカの駆除について。

①市民からの苦情の状況と対応について。

②新たな駆除の取組について。

(3) 猟友会の方々より銃弾など機材にお金がかかるなどの声がありますが、何か支援策はないのかについて。

3点目、新型コロナウイルス感染症の対策について。新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5月8日より季節性インフルエンザと同じ「5類」へ移行されました。感染対策を個人や事業者に委ねる新たな日常が始まり、社会経済活動の活性化への期待も高まっています。コロナ禍に見舞われたこの約3年間、砂川市においてワクチン接種等を中心に対策を行ってまいりました。今後の対策で以下の点について伺います。

(1) 感染症法上の位置づけが5類に移行となってから、毎日の感染報告はなく、情報も入らず、拡大傾向になっていると思いますが、現状について伺います。

(2) 国としては9月からは全世代を対象に接種を開始するとのことですが、その体制について。

4点目、運転免許証自主返納サポート事業について。全国的に高齢ドライバーの事故が増えているようですが、返納のきっかけになるよう市で行っている現在の支援に加えてタクシーチケットを支給する考えはないか伺います。

以上、1回目の質問とします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君 (登壇) 大きな1、J R砂川駅の設備改善についてご答弁申し上げます。

J R砂川駅東口整備につきましては、令和2年度にJ R砂川駅東口整備期成会を設立し、J R北海道に対し要望書を提出したところであります。令和3年度には整備調査を行い、令和4年6月にJ R北海道に調査結果を報告しましたが、J R北海道から利用者の減少に歯止めをかける具体的な要素を求められたことから、新たに駅東側の人口動態資料などを作成し、協議を重ね、駅東口整備の必要性についてのご理解と早期実現を求めてまいりました。これまでのJ R北海道との協議において、建設に至るまでの課題として、当市より優先度の高い自治体での駅改修工事が複数存在し、これらも大幅に遅れていることに加え、北海道新幹線札幌延伸工事に多くの職員が従事し、さらには年間200人に達する退職者による職員不足などの影響から協議を進めるには時間を要すると示されたところであります。

ご質問にありました1番線の廃止を見込んでのJ R側施設の整備、改修、撤去などに係る概算工事費の算出及び駅舎、駅前広場、駐車場などを配置した東口整備のイメージによ

るJR施設以外の配置の妥当性についてJR北海道と協議を進めてまいりましたが、これまで同様に技術的判断をする人材が不足していること、さらにはJRの工事積算が可能なコンサルタントも北海道新幹線札幌延伸に関する業務量が膨大なことから困難であると示されております。しかしながら、JR北海道からは砂川駅東口整備の計画及び必要性はご理解をいただいているところであり、設備改善に着手できる可能性につきましては早くも新幹線工事が完了する2030年度、令和12年度以降と示されておりますが、今後とも早期着手に向け、これまで同様粘り強く協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君（登壇） 私から大きな2、有害鳥獣対策についての（1）ヒグマの駆除についての①、目撃情報があったからの対応についてご答弁申し上げます。初めに、今年度の目撃等の情報についてであります。6月15日現在で目撃情報が13件、足跡、ふんなどの痕跡が14件であり、対応につきましては市職員、警察、北海道猟友会砂川支部砂川部会会員の鳥獣被害対策実施隊員が目撃地点へ赴き、目撃情報から現場を検証し、移動経路等を想定した後、市と警察で連携し、近隣周辺のパトロールを実施しております。また、市ホームページ及びライン公式アカウントなどSNSを通じた周知のほか、目撃情報のあった周辺への看板の設置、町内会へのチラシの配布などにより敏速な周知を図るとともに、目撃情報等につきましても市ホームページにおいて日付ごとに目撃、足跡などの情報を地図上に示すなど具体的で分かりやすい注意喚起に努めているところであります。なお、出没したヒグマの対応につきましては、北海道ヒグマ管理計画に基づき、5段階で区分された有害性の判断に応じ、対応方針に即した対策を講じております。

次に、（1）の②、猟友会との連携につきまして、市では北海道猟友会砂川支部砂川部会会員から6名の推薦をいただき、鳥獣被害対策実施隊員として委嘱をし、ヒグマの目撃や出没時の対応のほか、有害鳥獣対策の協議と事業を実施する砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会に関わる活動に協力いただいております。また隊員として委嘱する6名以外の会員にも協力いただき、毎年4月には子どもの国開園前のヒグマ生息調査を行うなど連携を図っているところであります。

次に、（2）カラス、キツネ、アライグマ、エゾシカの駆除についての①、市民からの苦情の状況と対応につきましては、現在のところ市民からの苦情は受けておりませんが、農業被害に伴う有害鳥獣駆除要請の対応といたしまして、6月15日現在でカラス1羽、キツネ5頭、アライグマ39頭、エゾシカ26頭の駆除、生活環境に係る被害の防止を目的としたカラスの巣11件の撤去を実施しているところであります。

次に、（2）の②、新たな駆除の取組につきましては、エゾシカ駆除において猟銃での駆除のできない区域での出没が増えていることから、エゾシカの足をワイヤでくくることにより捕らえるくくりわなを使用し、駆除に取り組んでおります。

次に、（3）猟友会の支援策につきましては、これまで市から北海道猟友会砂川支部砂

川部会へ有害鳥獣駆除委託料としてエゾシカやカラスの駆除に対し、かかる経費の一部として平成30年度から78万6,000円を支給しており、主に燃料や銃弾代として支給しているものでありますが、このほかに国の鳥獣対策被害防止総合対策事業補助金を活用し、砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会より、エゾシカを駆除したハンターに対し、1頭当たり7,000円、浦臼町ジビエ加工センターへ搬入した場合9,000円の捕獲料と、同じく協議会を經由し、新砂川農業協同組合から北海道猟友会砂川支部砂川部会へ16万円を有害鳥獣駆除対策活動補助金として支援しているところであります。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 大きな3、新型コロナウイルス感染症の対策についてご答弁申し上げます。

初めに、市の新型コロナウイルス感染症対策について若干経過を申し上げますが、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症が指定感染症となり、同時期に道内初の感染者が確認されて以降、令和5年5月までに感染拡大の波は8回に及び、この間緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の適用、集中対策期間の設定など、国及び北海道の対策方針に基づき、行動制限や基本的な感染防止対策の徹底など、市民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら着実に取り組んできたところであります。特に新型コロナワクチンの接種につきましては、令和3年5月に高齢者施設の巡回接種、ふれあいセンターでの集団接種を開始以降、接種対象者や接種回数の拡大、使用ワクチンの追加など度重なる変更を伴いましたが、医師会等に多大なるご協力をいただき、接種体制の確保を図りながら、現在は6回目となる集団接種を実施しているところであります。

それでは、(1)現時点における日々の感染状況についてであります。感染症の発生状況や動向に係る情報につきましては、感染症の患者を診断した医師が保健所を經由して都道府県知事等に届出を行い、その公表については情報を分析した国または都道府県によって行われることが感染症法において規定されていることから、本市では市施設内での感染事例を除き、市内全体の発生状況等について当初より情報を持ち合わせていないものであります。本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更される以前につきましては、北海道が直近7日間の市町村別の累計感染者数等を公表していたことから、市内分については市ホームページにおいても掲載していたところであります。これに対し、5月8日以降は全数把握となっていた感染者数の取扱いが道内の定点医療機関における感染者数に限られたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の発生动向は季節性インフルエンザと同様に1週間ごとに保健所別の報告数等が北海道のホームページで公表されることとなったため、市町村別の感染状況は把握できないこととなりました。滝川保健所管内における感染状況の現状につきましては、5月8日以降の直近4週間の定点当たりの報告数が5月第2週、4.00人、第3週が6.33人、第4週が7.33人、第5週が10.83人と徐々に増加しており、第5週の全国平均が4.55人、全道

平均が6.71人であることと比較しても感染が拡大傾向にあるものと推測される状況であります。

次に、(2)9月からの新型コロナワクチンの接種体制についてであります。令和5年度の新型コロナワクチンの接種体制につきましては、国は自己負担なしで接種を受けることができる特例臨時接種の期間を令和6年3月31日までと定めており、接種スケジュールとしましては5月8日から8月までを春開始接種期間として、1、2回目接種を終了した方で感染した場合の重症化リスクが高いとされる65歳以上の高齢者、64歳以下で基礎疾患等を有する方、重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関、高齢者施設、障害者施設等の従事者などを対象としてオミクロン株対応ワクチンの接種を1回行うこととされております。市では、春開始接種として5月10日から医療機関等従事者への接種を開始し、5月20日から高齢者施設等の巡回接種、5月23日から主にふれあいセンターを会場とする集団接種を行っているところであります。また、9月から12月までを秋開始接種期間として、春開始接種期間に接種した65歳以上の高齢者等を含む1、2回目接種を終了した追加接種が可能な5歳以上の全ての方を対象として1回接種を行うこととされているところであります。秋開始接種の具体的な接種開始日、使用するワクチンにつきましては国の決定を待っている状況であります。9月からの新型コロナワクチンの接種体制につきましては、国からの情報を注視しながら、医師会との協議など医療従事者の確保に努め、接種券の発送準備などを行いながら、春開始接種同様に医療機関等従事者への接種、高齢者施設等の巡回接種、ふれあいセンター及び市立病院での集団接種を実施し、おおむね10月までに終了できるよう進める予定であります。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 (登壇) 大きな4、運転免許証自主返納サポート事業についてご答弁申し上げます。

運転免許証自主返納サポート事業は、運転に不安のある方の運転免許証の自主返納を促進し、交通事故の減少を図る目的で平成29年4月から実施しているところであります。運転免許証を自主的に返納した方に対しては、支援品として1万円分の商品券、3,000円分の予約型乗合タクシー利用券、リストバンド型ほか2種類の夜光反射材を進呈しているところであり、事業開始以降令和5年3月末までに545名からの申請があったところであります。ご質問の現在の支援に加えてタクシーチケットを支給する考えはないかについてであります。運転免許証を返納された方にとっては自家用車に代わる移動手段としてタクシーの利便性は高く、利用料金の支払いに使用するタクシーチケットは支援品として有効なものとは考えられますが、現在市では交通弱者となる市民の日常生活における交通手段の確保のため予約型乗合タクシーを運行しており、免許返納に伴う移動手段として予約型乗合タクシーの利用をお試しいただき、その後の継続的な利用の促進を目的に予約型予約型乗合タクシー利用券を進呈しているところであります。また、75歳以上の高

齢者の方には敬老助成券交付事業として敬老タクシー券、敬老バス券などを交付しておりますので、現時点で新たにタクシーチケットの支給については考えていないところであります。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、2回目の質問ですけれども、1点目、JR駅の設備改善についてですが、今部長から答弁いただきました。JRも人材不足により協議に進んでいく状況にはないということでもありますけれども、JR北海道から砂川駅東口整備の計画自体は理解しているとの答弁でありました。しかし、着手するにしても2030年以降にはなりませんと、あと7年あるのですけれども、可能性が残っているということでは理解はいたしました。これからも協議を進めていくということなのですが、今後の進め方、対応についてどのように考えているか伺います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 JR砂川駅東口整備につきまして今後の取り組み方ということでご答弁申し上げます。

JR砂川駅の東口整備につきましては、1回目の答弁でも触れましたとおり、東口整備の必要性自体はJR北海道にもご理解をいただいているところでありますが、JR北海道を取り巻く状況が非常に流動的であるということから、早期の事業着手の可能性ということにつきましては現実的には高いものとは言えない状況にあります。しかしながら、基幹公共交通機関でありますJR駅のバリアフリー化、これにつきましては当市としましても必須の課題として考えており、安易に先送りしてはいけないものと考えております。今後におきましても、できる限り具体的な手法を検証、提示しながら粘り強く交渉を継続し、JR北海道の経営状況ですとか、あるいはそのほかの社会情勢を注視しながら東口整備の早期実現に向けて着実に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今部長からも答弁あったのですが、1回目の答弁でも特に駅の東側の人口動態とか、そういった資料も作成しながら協議を重ねてきた。そういったことから駅の東口の整備が必要となっていくと理解しているのですけれども、昔はというか、北海灌漑溝があったり、整備されて変更されてすっかりした景観にもなって、その後駅裏の住宅に住む方も増えて、膨らんだまちになってきたのかと認識しているところなのです。自由通路もできてよかったと思っているのですが、この後は駅のJR問題かと思っているのですけれども、部長からは答弁をいただきましたので、ここで市長からも決意を伺いたいと思うのですが、砂川駅の設備改善については前市長もオール砂川で本気で何とかしようと、この問題に取り組んでいくのだという姿勢でJR本社に理解してもらおうと市内15団体から期成会も設立して要望したわけですけれども、私も前から市民の皆様よりいろいろ要望されております。最近でも駅のバリアフリーはどうなっているのか、さらに高齢の方

も毎日のように札幌に通っている方もおられまして、早く何とかしてほしいとか、また東京にいる娘さんが先日も帰ってきたそうなのですが、何とかしてほしい、議員さんに言ってほしいという声も私もいただいているところなのです。また本年3月の第1回定例市議会において前市長の予算編成方針でも、市民が安全で快適に移動するために必要なJR砂川駅設備改善についてはJR北海道とJR砂川駅東口の早期実現に向け協議を続けるも実現には至っておりませんが、今後も課題を1つずつ整理し、方向性を見いだすことができるようにということで、継続的に協議を進めてまいりますということも話しております。JRのことで懸案事項が残っていることは心残りだということも前市長は言っておりましたけれども、飯澤市長におかれましては誰もがスムーズにこの駅がより利用できるような環境づくりに尽くしたいということも取材でお話をしておりますので、ぜひ飯澤市長からじかに決意をお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） ただいまご質問のありましたJR砂川駅の設備改善に係る私の決意ということでございますけれども、これは私も非常に懸案しているところでございまして、JR砂川駅については高齢者、また身体に不自由がある方ばかりではなくて市民全体の悲願であるというように捉えております。何しろ相手がJR北海道さんでございまして、東口の活用を含めまして平成23年から駅の橋上化の協議を開始いたしまして、平成27年からはエレベーター設置に関する協議、これについても技術的な課題がJR北海道さんから示されております。その間、待合室の設置ですとか、令和2年からは東口の整備の期成会をつくりまして要望、協議を続けているところでございますけれども、何しろその間JR北海道さんが新幹線の延伸が決まりました、現在も札幌駅周辺での駅の開発が進んでおります。部長から答弁もありましたけれども、この間技術者がそちらに張りつきになっている状況もございまして、それで2030年度以降の着手になると示されております。しかしながら、砂川市といたしましては、JR砂川駅のバリアフリーといいますか、エレベーター、もしくは東口からスムーズな行き来ができるようにしたいというのは一切この間変わってございません。誰もが使いやすい駅を目指しまして、早期着工ができますよう全力で取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 ありがとうございます。市長からも答弁いただきました。1点目についてはこれで終わります。

それでは、2点目の有害鳥獣対策についてなのですが、1回目の答弁にもありましたけれども、最初に部長からも答弁ありましたが、昨日も市長の主要行政報告で有害鳥獣の許可証をヒグマの駆除に銃器などそれぞれに交付しましたとか、砂川市の鳥獣被害対策実施隊に辞令交付を行いました。また、部長からもお話がありましたけれども、熊出没の看板及び忌避装置の設置、山菜取りに山に入る方に注意喚起するため1月半ばには行っている

と。また、有害鳥獣駆除及び捕獲の頭数についても4月1日から5月までと先ほど報告がありました。ヒグマについてなのですが、ドローンとか箱わなとかありますが、どのような駆除をしているか、それらの状況についてお話をさせていただきながら、また隣のまちから渡ってくることもあると思うのですけれども、そういった広域連携について先ほど少し答弁があったような気もするのですが、どのようになっているのか伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 質問のありましたヒグマの出没の状況に合わせた広域の連携についてご答弁申し上げます。

まず、ヒグマですが、ただいま出没の状況といたしましては、単に出てきて戻っているという状況で、農業被害につきましては今のところございません。市街地につきましてもほとんど今のところ出てきていないような状況です。ただ、1件ほど北光の高速道路の西側に出ているような状況ありましたが、それ以降は出ておりませんので、今は停滞しているかと感じております。

広域連携につきましては3点ほどございまして、1点目は砂川と奈井江で砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会というものを設置して、奈井江と共に広域でエゾシカ、ヒグマについて併せて対応しているところでございます。それと、2点目、ヒグマの出没について砂川市、歌志内市、上砂川町の担当でLINEのグループをつくりまして、出没または痕跡があったときにすぐに情報を交換して、それぞれが分かって、もし砂川の近隣地で出没すれば皆様に周知できるような、またはこれが熊のふんかどうかというのを確認しようかなどを含めて情報交換をして広域な体制を取っているところでございます。また、3点目、北海道猟友会砂川支部のお話になりますが、砂川部会、奈井江部会、歌志内部会、上砂川部会で組織されております。猟友会の中でもそれぞれが情報共有されており、それぞれの部会がそれぞれの行政と連携を行っております。なので、網の目状に連携が図られていると考えるところでございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 5月15日号の広報すながわに、カラス、キツネの対策を考えましょうという、市民生活課の環境衛生係で出しておりました。カラスの威嚇だとか、いろいろ詳しく載っておりますので、これはこれでいいかと思うのですけれども、カラスについてもキツネについても鳥獣保護管理法により、勝手には撤去できないということも載っております。また、エキノコックスについても、6月3日に検査がありますということも載せていただいている。これはこれでいいかと思っておりますが、カラスについて、これはまちの人もみんな苦勞しているところ、困っているという部分もあるのですが、農家などのカラスの被害はないのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 カラスの農業被害についてのご質問にお答えいたします。

過去3か年の数字でございますが、令和2年には23アールで3万1,000円の被害でございます。令和3年度は、9アールで14万8,000円の被害でございます。令和4年度につきましては、2.4アールで4万9,000円の被害があったところでございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それで、昔の話なのですけれども、焼山でカラスを捕って、銃で撃ったということもあったのですが、カラスの駆除というのですか、もし何かあればお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 以前の駆除とカラスの対策についてご答弁申し上げます。

まず、以前カラスの駆除を山でやっただとお話をいただきましたが、それは恐らく焼山のごみ処理場でカラスをわなで駆除したことだと思います。今はできないのかとお考えかと思うのですが、これにつきましては原則農業被害がありましたらできるのですが、それ以外についてはできないというのが考え方でございます。なぜ町場にカラスがいるのにそこで駆除ができないのかをお話をさせてください。焼山のごみ処理場につきましては、過去は生ごみを餌にしてカラスが集まってきて、そのカラスが周辺の農地を荒らすということがございまして、焼山のごみ処理場で駆除したところでございます。現在は、焼山のごみ処理場には餌がございません。ですので、そこに集まっているカラスというのはあまり多くございませんので、町場にいるカラスがそこに来ているとも考えがたいと思っております。ですので、焼山のごみ処理場でもカラスを駆除したとしても、町場にいるカラスを捕るとイコールではございませんので、そこで被害が出ていないカラスについて捕るといのは有害鳥獣駆除には該当しないということで、現在行っていないところでございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 私は素人で、銃でカラスを1羽撃ったということも話がありましたけれども、そのぐらいで駆除になるのかというか、カラスが減るのかという部分はあるのですが、銃でカラスを猟友会の人に撃ってもらおうというのはどうなのでしょう、お伺いします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 銃によるカラスの駆除についてのお話だと思います。これにつきましては、まず銃で撃てる場所というのが決まっております。カラスが集まっているところに建物があつたりとか、畜舎があつたりとか、そういうところに集まっているものを駆除してほしいというお話が結構ございます。猟友会の方には、いたら駆除してほしいとお話をしているのですが、実際そういうカラスが集まっているところに銃を発砲することは銃刀法、また鳥獣保護管理法の違反になってしまいますので、そこでは撃てないということで、少し離れたところで実際捕ることが生まれてきます。そうすると、なか

なかカラスがいなくて捕れなかったというのが実際と聞いております。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、アライグマについてなのですが、この1か月半ぐらいで27頭でしたか、という報告もあったと思うのですが、例えば去年は年間で事務報告を見ると113頭ということなのですが、この時期では多いのではないかと素人考えでは思うのですが、農業被害も含めて状況を伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 アライグマの出没につきましてはむらがありまして、いつが多くていつが少ないかというのはお答えが難しいところでございます。アライグマの駆除につきましては、現在農業者の方にご協力いただきまして、農政課がわなを持参して捕獲しているという状況でございまして、その時々に応じて量が多かったり少なかったりということで、なかなか難しいものがありまして、今年は若干例年よりは感触としては多いかと感じているところではあります。頭数でございまして、例年ですと多いときで140頭ぐらい、少ないときですと100頭を切るぐらいの頭数で推移しておりまして、今年も140頭ぐらい捕ったときのペースでございまして、皆さんに協力をしていただきながら、捕る量を増やしながらか除していきたく考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、エゾシカについてなのですが、先ほどくりわなという話もありましたけれども、エゾシカについては最近オアシスパーク周辺にも出ているとお聞きしましたし、西豊沼の水田に入って泥浴びをしているなどという話も聞いているところなのですが、この情報については聞いておられますか。また、何かもし聞いていれば、対策をしているかお聞きします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 西豊沼地区、オアシスパーク沿いのエゾシカの出没についてご答弁申し上げます。

三、四年ぐらい前から、特に西豊沼地区で出没しているのを耳にしております。私も連絡いただいてからすぐ実際見に行っておりまして、出ているのは確認しているところです。あそこの地区につきましては銃による駆除ができませんので、確認して、農家の方々にも協力いただいているのですが、鹿が通る道がはっきりと分かればわなをしかけることが可能ですよ、先ほど1回目のご答弁で申し上げましたくりわなを設置しますというお話をしています。ただ、私も実際夜エゾシカが出ているところを確認したのですが、堤防の下の道路、車が走るようなところがあるのですが、そこを主に鹿が歩いているものですから、そこではくりわなをかけることはできません。ですので、こういった形で捕ったらいいかということをお農家の方々にも相談しながら考えたところでございます。今年地域の方で、農地ではないのですが、人目のつかないところのある土地にここに掛けていいよと言って

いただいたところがありましたので、現在捕獲に向けて進めているところでございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 せっかくこの機会ですから、先ほど部長から答弁の中にあつたのですが、エゾシカについて国産ジビエ認証施設であるシュヴルイユ浦臼工場ですか、そこで捕獲個体を広域で受け入れてくれるのですが、そこにはジビエカーなどもありますので、砂川としては鹿を持ち込んでいるのもあるのではないかと思います、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 浦臼町のジビエ加工センターへ持ち込める頭数等についてのご質問かと思えます。まず、浦臼町ジビエ加工センターが設置されたときに持ち込むための講習会を開いていただきまして、ハンターの方々にお話をし、集まっていたいで受講いただきました。ですので、持ち込む希望のある方は行くことが可能な体制となっております。実際持ち込んだ頭数でございますが、3か年のデータでございますけれども、令和2年につきましては22頭、令和3年につきましては30頭、令和4年につきましては37頭、これは駆除により捕獲した頭数の持込みの数でございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 分かりました。有害鳥獣については以上で終わりたいと思います。

それでは、3点目です。新型コロナウイルス感染症の対策について今部長から答弁ありましたが、これまでの経過についても詳しくお話をさせていただきました。また、昨日の市長の主要行政報告においても、5月8日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて国の新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止されたことに伴って、任意で設置していた砂川市の新型コロナウイルス感染症対策本部も廃止したということも報告がありました。それで、次の質問なのですが、先ほど答弁ありましたように新型コロナウイルス感染症の対策について2回目以降というか、9月からのことなのですが、新型コロナウイルスワクチンの接種について9月から始まる秋開始接種の対象者は1回、2回目接種を終えた5歳以上の全ての方という1回目の答弁があつたのですが、1回目、2回目接種を終えていない方の中でこれから接種したいという希望者が出た場合にどのような対応になるかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 12歳以上の方で1、2回目接種を希望される方につきましては、来年3月31日まで無料で接種が可能となっておりますけれども、希望される場合には専用受付ダイヤルにご連絡いただきまして、ふれあいセンターで後日接種日を指定の上お知らせしまして、その指定日に市内のクリニック等で接種いただくこととなっております。なお1、2回目の方へのワクチンはファイザー社製の1価ワクチン、これは起源株対応用というワクチンでありますけれども、このワクチンについては使用期限がこの6月末までとなっております、現在7月以降のワクチンの取扱いに関しての国の通知を待

っているところでございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 分かりました。もう一点なのですが、砂川市ではワクチン接種の申込みに関して65歳以上の高齢者にはあらかじめ接種する日と時間を指定されており、私もこのたび来ておりますが、接種券を送付しております。これは予約の手間が不要でありますし、不都合な方だけ変更の希望を電話で連絡することになり、効率的な仕組みとなっておりますが、9月からの秋開始接種でも高齢者に対しては同様の対応がなされると考えてよいのかどうかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 当市におきましては、1、2回目接種までは随時希望の方から電話での予約の申込みを受けておりましたけれども、令和3年12月からの3回目接種以降は接種率が高く、比較的時制的制約が少ないと考えられる高齢者の方、ただしその前の接種を市内で受けられている方という形になりますが、この高齢者の方にはあらかじめ接種予定の日時を議員ご指摘のとおり指定の上、接種券をお送りしてございます。この予約不要の方式につきましては、9月からの秋開始接種においても同様の対応を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 分かりました。

それでは最後に、4点目の運転免許証自主返納サポート事業についてお伺いしたいと思います。答弁がありましたが、この事業は運転に不安のある方の運転免許証の自主返納を促進し、また交通事故の減少を図る目的で平成29年4月から実施されたということで、6年たっているのですが、本年3月までは545名の申請があったと報告がございました。最近テレビ、マスコミ等でハンドル操作の誤りやブレーキの踏み間違いなど高齢者の事故が多く報道されております。また75歳以上の高齢ドライバーの主な事故原因はハンドル操作の誤りやブレーキ、アクセルの踏み間違いなどが30.1%で、前方不注意が20.3%、安全不確認が19.5%、脇見運転などが11.7%、判断の誤りが6.3%とのことであります。

また、返納を考えるサインについては、次のような症状が出てくるようになったら自主返納を検討する時期かもしれませんと言われていたのですが、1つ目としては右折時にウインカーを間違えて出したり、忘れてりする。2点目、カーブをスムーズに曲がれなくなる。3点目、歩行者や障害物、他の車に注意が向かなくなる。4点目、信号や道路標識を見落とすようになるという、これはひどい状況なのですが、私も女房とこの点検をしましたが、お互いまだそこまではいっていないようです。私の父親が田舎におりますけれども、子供たちから冬に事故を起こしているのだから返しなさいと心配して言っているのですが、買物で必要でとなかなか返納しませんでしたけれども、90歳ぐらいで自分の

判断で返納したのですが、このように親を心配する方は結構いるようなのです。また高齢のドライバーの事故の増加について警察庁の発表によりますと、昨年1年間に発生したバイクや自動車運転中の交通事故死亡者数は2,267人で年々減少傾向が続いていますが、75歳以上の高齢ドライバーの死亡者数は379件に上るということで、2年連続増加していることが判明しました。また、警察庁によれば2022年の返納件数は約45万件で、全体の6割を75歳以上の方が占めていると言われていました。

以上のようなことから、砂川市でもサポート事業の支援品として乗合タクシー利用券よりも私としては使い勝手のよいタクシーチケットを加えてはいかがですかとの今回質問なのですが、敬老助成券があって、交付事業のようなものとしても非常によいのではないかと私は思ってこのたび質問した経過もあるのですが、部長からも逆に75歳以上の敬老タクシー券の交付もしているもので、追加はできないということでございました。高齢者等の免許返納について市の支援品にタクシーチケットを追加する考えはないということでありましたけれども、4月1日の市の広報に、生活交通係からの記事が掲載されていたのですが、ちょうどこの運転免許証自主返納サポート事業と一緒にA4の同じ1ページにルールを守って自転車に乗りましょうという安全対策の記事と一緒に掲載されたのです。今回1回目の質問通告してからこの記事を見まして、私自身も努力義務になるということで3月に砂川の自転車販売店にヘルメットを注文していましたけれども、2か月かかりますということで、先月届いたのですが、ヘルメットは7,000円から8,000円程度なのですが、このことで調べてみましたところ、大阪府摂津市という、人口は岩見沢より9,500人ぐらい多い8万6,000人ぐらいの市なのですけれども、この4月から運転免許証を自主返納した高齢者に対して自転車用ヘルメットを支給しているのです。対象は65歳以上で返納後6か月以内の市内在住者、既にもう60人以上の方にヘルメットが支給されております。担当者が言うには、安全を守るとともに外出機会の確保による健康増進にもつながればと話しているということなのですが、私も自転車に乗りますので、この記事が今回市で出したことは大事だと。大きいのですね、自転車の事故というのは。賠償のことも保険に加入しようとしていました。本当に大事だと思っているのですが、何回も言いますけれども、高齢者の免許返納について市の支援にタクシーチケットを追加する考えはないということなのですが、最後に、免許返納後の移動手段として自転車を利用する方もいると考えるのです。現在自転車に乗るにもヘルメットの着用が努力義務化されましたけれども、免許返納した方が自転車に乗る際の安全を確保する観点からヘルメットの現物支給、または購入費用の補助についてお考えはないかお聞きしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 辻議員さん、通告内容の中に具体的にタクシーチケットを支給する考えについてということしか書かれていないので、それ以外のことについて具体的に答弁を求めるといことは差し控えていただければと思います。いいですか。

○辻 勲議員 では、終わります。

○議長 多比良和伸君 10分間休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時04分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

山下克己議員。

○山下克己議員（登壇） それでは、私から生まれて初めての一般質問をさせていただきます。大きく2点についてお伺いいたします。

大きな1点目といたしまして、砂川市予約型乗合タクシーについて。現在砂川市では利便性に優れた交通環境が整ったまちづくりを目指して予約型乗合タクシー事業を実施しており、自宅とまちなか乗降地をドア・ツー・ドアで運行する大変便利な交通手段として多くの方が利用しています。交通弱者、特に高齢者にとっては必要不可欠な事業となっておりますが、市民の中からはさらなる利便性の向上を求める声も多く聞かれるところでもあります。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、予約型乗合タクシーの利用状況の推移とその評価について。

2点目、市民や事業者からの意見聴取の状況について。

3点目、運行便の増便や時間設定、予約方法など利便性向上に取り組む必要があると考えるが、市の考えについて。

4点目、予約型乗合タクシーを含め様々な交通機関を連携させることにより地域公共交通の活性化を図る必要があると考えるが、市の考えについて。

次に、大きな2点目としてヒグマ対策について。北海道内において近年ヒグマによる農業被害や人的被害、市街地への出没などが増加しており、砂川市でも一の沢地区などで頻繁にヒグマの出没が確認され、また北海道子どもの国が一部閉鎖されるなど、人が住む地域のすぐそばまでヒグマが迫っているという不安な状況が続いています。そこで、現在行っているヒグマ対策や市民に向けての注意喚起、広報活動の状況についてお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 大きな1、砂川市予約型乗合タクシーについてご答弁申し上げます。

初めに、（1）予約型乗合タクシーの利用状況の推移とその評価についてであります。利用人数につきましては開始年度であります平成27年度は10月から3月までで行き帰り合わせて3,138人、平成28年度は7,294人となり、平成29年度以降は令和元年度まで増減はあるものの年間延べ9,000人を超える方の利用があったところがあります。コロナ禍であった令和2年度は、感染症等の影響により利用人数がそれまでと比較して約1,000人の減少となったものの、令和3年度からは利用人数が再び増加に転

じ、令和4年度では過去最高となる1万158人の利用があったところであります。利用状況の評価につきましては、利用登録人数も年々増加し、昨年度には過去最高の利用があったことなどから、予約型乗合タクシーが日常の移動手段として市民に定着してきているものと考えているところであります。

次に（2）市民や事業者からの意見聴取の状況についてであります。予約型乗合タクシーの運行に当たっては砂川市地域公共交通会議において運行方針等の協議が行われており、この会議には北海道運輸局、北海道空知総合振興局のほか、自動車運送事業者としてタクシー事業者、路線バス事業者、地域住民の代表として町内会連合会、老人クラブ連合会、砂川社会福祉協議会などから委員としてご参加いただいております。老人クラブ連合会からは乗降地の増設、利用料金の統一化、運行本数の増便についてなど意見として寄せられたところであります。また、平成29年度には全利用登録者を対象にしたアンケート調査、令和2年度には実際の利用者を対象に乗合タクシーの車内に回答用紙と回収箱を設置し、アンケート調査を実施したところであります。

次に、（3）運行便の増便や時間設定、予約方法など利便性向上に取り組む必要があると考えるが、市の考え方についてであります。これらの利便性向上への取組に際して、その内容によっては人員の確保や車両の増車、予約システムの構築など様々な調整が必要となるものと考えられ、さらには運行事業者との協議や他の公共交通事業者との協議も必要となるものであります。町内会連合会、老人クラブ連合会、砂川市社会福祉協議会のほか、利用者のニーズなど意見反映することができるよう、引き続き砂川市地域公共交通会議などで検討協議してまいりたいと考えているところであります。

次に、（4）予約型乗合タクシーを含め様々な交通機関を連携させることにより地域公共交通を活性化させる必要があると考えるが、市の考えについてであります。砂川市の予約型乗合タクシーは国の地域公共交通確保維持改善事業地域内フィーダー系統補助を受け、交通空白地域の改善、交通弱者の生活交通の確保、交通不便地域の移動の確保を目的として、交通機関の乗り継ぎを容易にし、公共交通の利便性向上とともにまちなかへのアクセス向上を目標に運行を行っているものであります。今後も予約型乗合タクシーの継続的な運行を行うことで他の交通機関との効果的な連携が図られると考えますが、さらに効率的な連携について今後も研究してまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君（登壇） 私から大きな2、ヒグマ対策についてご答弁申し上げます。

近年のヒグマ出没状況であります。令和3年度の日撃情報は57件、足跡、ふんなどの痕跡が14件、令和4年度の日撃情報は50件、足跡、ふんなどの痕跡が18件であり、令和5年度は6月15日時点で日撃情報が13件、足跡、ふんなどの痕跡が14件であり、日撃情報は多発しております。現状のヒグマ対策といたしましては、例年ヒグマの日撃情

報が多く、住宅密集地に近い空知太地区、北光地区、焼山地区、北吉野地区に対し、熊の忌避装置18か所、その他啓発看板8か所、監視カメラ5か所を4月21日までに設置しております。ヒグマの目撃情報があった場合には、市職員、警察、北海道猟友会砂川支部砂川部会員の鳥獣被害対策実施隊員が目撃地点へ赴き、目撃情報から現場を検証し、移動経路等を想定した後、市と警察で連携し、近隣周辺のパトロールを実施しております。また、市ホームページ及びライン公式アカウント、看板の設置、チラシの配布などにより速やかに周知するとともに、市ホームページにおいて日付ごとに目撃、足跡などの情報を地図上に示すなど注意喚起に努めているところであります。広報活動につきましては、新しい取組として、令和4年度は石山中学校と北光小学校、令和5年度は北光小学校においてヒグマの生態と対応の学習会に協力し、小中学生や地域住民と共にヒグマについて学ぶ機会を設けたところであります。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 それでは、まず大きな1の砂川市予約型乗合タクシーについてお聞きいたします。第7期総合計画では、最終目標として令和12年度の利用者を8,631人と見込んでいましたが、先ほど利用人数が令和4年度で既に1万人を超えている。そして、評価として市民に定着してきているとのことでした。この数字は延べ人数ですので、利用登録人数と実際に利用している人数や割合などがもし分かればお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 予約型乗合タクシーの利用登録人数と実際に利用している人数というご質問でございます。令和5年3月31日現在の数字を申し上げますと、利用登録をしている人数が1,817人、男性が617人、女性が1,200人となっております。また、このうち60歳以上の年代でいきますと1,656人、男性が557人、女性が1,099人、割合としましては91.1%が60歳以上となっております。実際に利用している方の人数でございますけれども、これは令和4年4月から令和5年3月末までの1年間で496人、男性が136人、女性が360人となっております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほど登録人数が1,817人とのことでしたが、砂川市の65歳以上の人口は5月末時点で6,339人となっております。もちろん65歳以下の方も利用されておりますし、自分の車に乗られている方やまちなかに居住されている方など65歳以下の方でもいっぱいいるので、この数字が多いか少ないかというのは簡単には判断はつかないところだとは思うのですけれども、ただ実際に利用している人数が496人というのはまだまだ潜在的な利用者はいるのではないかとは思いますが。予約型乗合タクシー事業が開始後に行ったという先ほどのアンケートについてですけれども、こちらはあくまで利用中の方ですとか、そういう方に取ったということで先ほどお聞きしましたけれども、今後そういう利用されていない方を対象としたアンケート調査を実施する予定などはないのか

お伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 予約型乗合タクシーを利用していない方についてのアンケート、例えば一般市民についてのアンケートをするかということでございますけれども、予約型乗合タクシーの運行については砂川市公共交通会議で運行方針を協議しております。その中で様々な代表の方がその会議にご参加いただいて、各地域の意見を集約して、その場で意見を述べられているという状況もございます。その中で地域の高齢者の意見も代表として述べられているというところでもありますし、必要があれば随時運行事業者との意見交換ができるものと考えております。また、今アンケートというご質問でございましたけれども、一般市民に対してというのも一つの方法でございますけれども、今例えば考えているのは予約登録をされている方で実際に使われていないという方が何人、差引きすれば人数が出るのですけれども、登録をされているけれども、使っていない理由は何かとか、そういう方に対してアンケートするのも有効な手だての一つかという考えもあります。アンケートの方法については様々な方法があると思いますので、どういう手法が効果的、また効率的にできるのかということも今後考えてまいりたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほど登録はされているけれども、利用していない方に聞くということで、大変大事ななことかと思えます。間違いなく使いたいのだけれども、使えないですか、何かの事情で使えないという、そういう事情が見えてくると思うので、ぜひそういう調査をしっかりと今後につなげていっていただきたいと思えます。

ところで、1回目の答弁の中で地域公共交通会議で乗降地についてですとか利用料金について、運行本数について意見があり、利用者の意見を反映できるようにこの会議の中で検討協議していきたいとのことでしたけれども、今までにこの会議ですとかアンケート結果を基にこの事業について改善されてきた点などがあれば教えてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 今まで地域公共交通会議やアンケート調査などの意見を基に予約型乗合タクシーの改善項目というご質問でございます。この会議やアンケートの結果を基に改善された項目としましては、車両の臨時増便ということで、予約型乗合タクシーについては出発地から最終乗降地までおおむね30分で運行できるようにしております。利用人数が多いエリアの部分を一部エリア替えて、時間的に全てのエリアがおおむね30分で出発地から最終乗降地まで運行できるように改善しております。また、予約時間について、これは前日の午前8時から16時までであったものを行きの12時以降の便については当日の8時から10時までの間で予約可能とする改善をしております。また、運行日についても当初の運行便より時間帯を二、三便増やしているということもございます。さらに、乗合タクシーに先ほど答弁でお話をしました敬老ハイヤー券を利用できるようにし

たとか、運転免許証自主返納サポート事業開始に伴って乗合タクシーの利用券を進呈している。大体このようなことで改善しております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今予約の方法などいろいろ改善されたというお話もお聞きしましたがけれども、事業の改善に当たっては、先ほど言った会議ですとかいろいろな市民の方の声を聞いて、そういうものを基に市がまずいろいろな方法を検討して、市が事業者と調整、連携を図って改善していつているというものだと思います。今タクシー会社は大変乗客も減っており、また非常に人員不足で大変困っているというお話も私も実際にお聞きしたことがございます。ただ、事業者もまちのため、利用者のため、市民のためという部分と、もちろん事業者ですから営業活動、企業の活動としての部分を両方意識してきちんと対応していただいているというところだと思いますけれども、この予約型乗合タクシー事業は市民生活を支える利便性に優れた公共交通としてその一つの手段として市がしっかりやっている事業だと思いますので、その辺は積極的に責任を持って市がきちんと対応するというのを心がけていただければいいと思っております。

ここから私が市民の方から聞いた要望について具体的な話をさせていただきたいと思えます。まず、1点目が運行便を増やしてほしいということです。特に行きの午前8時や9時、こちらを利用している方については実際に着いてから、帰るという時間が帰りの最初の便が12時30分ということになっておりますけれども、それまで待つのが大変で、一般のタクシーに乗って帰っているというお話も聞いております。そういう方はもちろん理由があって乗合タクシーを頼んでいるのに帰りは一般タクシーということは、いろいろな負担になっていたり、趣旨とずれている部分が出てきているのかと思えます。特に令和4年度の4月から12月の資料を見ますと、行きの利用者が4,748人に対して帰りの利用者というのが2,679人と大きく差が出ています。もちろんこの時間だけのことではないとは思いますが、増便の検討ですとか、例えば増便が無理であれば運行時間を精査することで昼の運行時間を少し変更するだとか、そういうことで往復利用できるような時間設定について検討いただきたいと思いますと考えております。

次に、予約の方法です。先ほど改善をされたということだったのですがけれども、朝まちへ行く用事ができても午後からの便しか頼めないという状況もあるということです。事業者の準備の関係、配車関係とかがあるので簡単なことではないのかもしれませんが、昨日の市長の市政執行方針でもほかの部分でICTの活用という言葉もいっぱい出てきていましたけれども、今後将来を見据えていろいろな予約の仕組みを検討する必要があるのかと考えます。

次に、乗降地についてなのですが、アイアイとスーパーふじまでの間で降りられる場所が欲しいということですか、地域交流センターゆうですとか総合体育館まで行きたいという声も聞きます。これも昨日の市長の市政執行方針でありましたが、高齢

者が体操や運動などを気軽に楽しめたり、芸術文化に触れられたり、そのようなことを支援していきたいということも出ておりましたので、例えば全ての便でなくても構わないので、体操や文化の事業が地域交流センターや体育館であるようなときはそこで乗り降りできるような融通を利かすというか、臨機応変な対応、そういうようなことも高齢者の充実した生活への支援にもつながると思いますので、検討できないのかと考えます。

次に、料金についてですけれども、現在300円と500円という設定で、差をなくしてほしいという意見ですとか、逆に遠くまで使っている人で500円で1人で乗ってしまって申し訳ないわという意見もございます。この辺は、受益者負担の考えですとか、この制度が持続可能な制度になるということも必要ですので、一定の負担はもちろんしょうがないと思いますけれども、現在経済状況も大変な状況で、高齢者の生活もかなり圧迫されていて大変な状況等もございますし、その辺はどのくらいが今現在適正な金額なのかというところは精査していく必要があるのかと考えます。

このようなことから、先ほどの答弁では地域公共交通会議の中で検討協議するということでしたけれども、市のまちづくりの大事な施策だと思いますので、いきなり会議で協議するというのではなく、まずは市がある程度の方向性や改善点などを検討して、その上でこういう会議等においていろいろな方の意見を広く聞いたり、事業者の意見を聞いたりしていくという流れにできないのかと考えます。今私が挙げた点などを含めて、改めて市としての予約型乗合タクシーの利便性の向上について取り組む考えなどについてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 予約型乗合タクシーの利便性向上という点で議員さんに何点かご指摘いただきましたけれども、このタクシーの運行については交通空白地域の改善、交通弱者の生活交通の確保、また交通不便地域の移動手段の確保など、さらには交通機関への接続を容易にして公共交通の利便性向上、まちなかアクセスの向上などを目標にして運行しているものでございます。地域公共交通会議の中で様々な意見を集約して利便性向上に反映しているところでございますけれども、市としても現状を把握しながら、財政面も含めてですけれども、今後の地域公共交通の一つである予約型乗合タクシーの利便性向上に努めてまいりたいと考えているところでございますし、少しずつでも、1つずつでも改善できるような項目を増やしていければいいかという考えでいるところでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 前向きな検討ということで私は捉えさせていただきたいと思いますが、高齢者にとって大事な足、大事な交通機関となっておりますので、いろいろな面でできること、できないことは当然あると思います。そういうことはきちんと説明をしながら、できることを少しずつ積み上げていって、より使いやすい交通機関にしていければと思います。

1 回目の（４）の答弁の中で他の交通機関との効率的な連携についても研究していきたいというお話があったと思います。現在ある交通機関とそれを補完する形の交通機関が密接に連携することでまち全体として交通弱者を生まない仕組みというのができてくると考えております。予約型乗合タクシーはその中でも今のところは一番重要な手段だと思っておりますので、今後さらに高齢化が間違いなく進んでいきますので、今の制度のままでいいのかという、そういう視点もしっかり持ちながらいろいろな検討を進めていってほしいと思います。また、現在砂川市もメンバーに入っていると思うのですが、中空知地域公共交通活性化協議会、こういうところがあるようではございますけれども、そういうところで他市町との連携なども視野に入れた団体だと私も把握しておりますので、そういう部分も市民の生活交通の確保に努めるという点からしっかり連携を図って進めていただきたいと思います。砂川の市街地方面へ来る交通手段が便利になれば、これは例えば商店街の活性化という面も期待できることだと思います。ですから、地域交通の課題解決はまちの活性化にもつながることだと思いますので、本日は市民部にお聞きしておりますけれども、ぜひ市全体の課題として皆さんで取り組んでいただければいいと思います。

それでは次に、大きな２のヒグマ対策についてお伺いいたします。ヒグマ対策といっても、駆除などについては先ほど辻議員の一般質問でもお話がありましたので、私は市民に向けての注意喚起ですとか広報活動など事前の対策についてお聞きしていきたいと思っております。実は昨年、私は石山中学校のPTA会長を務めさせていただきまして、そのときに校区内にヒグマが結構出没して、何回かそういう事案がありまして、子供たちの安全確保のために何かできないかということで、声をかけさせていただきまして、同じ校区内の石山中学校と空知太学校、北光小学校の校長、教頭、PTA会長、それと市役所の農政課の職員の方、警察署員の方、そして地域住民の方、こちらの方にお集まりいただいて情報交換会を行いました。その際、実際にヒグマに遭った話などを聞くと、自分が全然ヒグマのことを知らない、ヒグマの生態などについて知らないのだということをとて実感しましたし、その場でいろいろなお話を聞いていろいろな知識を得ることができて大変有意義な集まりだったと考えております。

そういう中でも話し合ったのですが、結局今できることは例えばごみ出しのルールを守るとか、ヒグマが隠れるような場所の草を刈るとか、そのようなヒグマが出没しやすい環境をできるだけつくらないことではないかという話もお聞きしましたが、これは実は誰にでもできることだと思うのです。ヒグマ対策というと専門の方の対策みたいなイメージがあると思うのですが、多くの方が情報共有を進めていくこと、みんなが当事者意識を持つことが一番大切なのかなと思います。まず、その一歩は何よりヒグマを知ることだと思いますけれども、中学校や小学校でもヒグマの学習会を開いて子供たちの啓発活動を行っているというところで、そういうお話もお伺いしましたが、そこでヒグマの出没が少しずつ人の住む地域へ近づいてきているように感じる今、私たちができること

や注意事項などについて広報を通じて周知したり、学校の学習会でそのとき配付されたヒグマ・ノートというのが、こちらはヒグマの会というところで発行しているものなのでけれども、こういうような冊子を、そのとき私も聞かせてもらったので、いただいたのですけれども、このような資料やパンフレットなどを市民に配布する考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 ヒグマ対策についてのご質問だと思います。まず、1つ目の地域住民に対して啓発活動ということで、私どもができることということで、実は令和4年度にも鳥獣被害防止総合対策事業補助金というものを使って、これは奈井江と砂川の協議会を経由してきますので市の予算は通らないのですが、これで地域住民に対してヒグマの防止等講習会、どうやってヒグマを寄せつけないようにしようかというのを考えるための講習会を開こうといたしました。しかし、コロナの関係で講師を呼ぶことができず、中止してしまいました。今年もその補助金を使ってやる予定となっておりますので、その事業で地域の住民の方にどういった形でヒグマを寄せつけないか、皆さんに協力していただけることは何かということをお啓発していきたいと考えております。その講師の方は恐らくヒグマの会に所属している方々で、そういった方々の資料はとても分かりやすくいいものだと思いますので、ヒグマ・ノートが今在庫がもしかしたらないかもしれませんので、何かいいものがありましたら、それを機会に住民の方に配布する、またはホームページ等を使って周知するなどを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 ぜひ様々な方法で周知や広報を図っていただきたい。今後も検討を続けてほしいと思っております。あわせて、対策を協議する場ですとか情報交換の場も重要だと思います。農業被害や山間部の対策はもちろんのこと、市民生活や児童生徒の安全確保、観光やスポーツ事業への影響なども考えられますので、その辺りは市役所内でも全庁的な取組が必要になってくると思うのですが、また学校や警察などの関係機関、町内会などの地域組織などと情報共有できる体制などもつくっていく必要があると思っておりますけれども、その辺りについて今現在市役所内でそういう連携体制を構築しようという動きがあるのかとか、関係機関と連携した組織などをつくって情報交換の場をつくるのか、そういうような考えが今のところあるのかお聞きしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 ヒグマ対応に係る会議、協議会等の話かと思っております。まず、1つは、市役所内の協議の話でございますが、これは経済部が中心ではないのですが、それは地域住民、農村部ではなく市街地対応なので市民部が中心となっていただいているのですが、何かあったら全庁的に対応するというところで、ヒグマ対策会議を開催して、各部

署に協力いただきながら対応していくということでやっております。今年も既に先日1回開催し、対応しているところです。それから、ヒグマが出たときに関係機関との対策でございます。協議でございますが、それにつきましては農政課が中心となって、ヒグマが出て、啓発だけではなく、防除ですとか、例えば駆除だとか、そういったことを考えるときには、市、警察、猟友会、それから空知総合振興局などが集まりまして、どうやって対策をしたらいいかということ協議する場を設けるようにしております。これは、実際ヒグマが出て駆除を過去にしたことがあるのですが、そのときにも実際開催して対応しているところがございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほどの連携の体制については熊が出てからということではありましたが、出る前に何か起きたらみんなでやろうねみたいな、そういうような組織づくりみたいなことができるのがいざというときに備えるためには大事なのかと思いますので、なかなか難しいところがございますけれども、何らかのそういう検討ができるような協議、連携ができるような体制づくりについて今後もぜひ検討していただきたいと思います。ヒグマによる被害を未然に防ぐ対策として何よりも大切なのは、先ほどから言ったように地域社会全体で取り組むことだと思います。例えば河川清掃ですとか、河川内の木の伐採などを町内会などが協力して行うなど、可能なこともあると思うのですが、そのような地域活動にも市がその調整役みたいな形でぜひ積極的に関わっていただければありがたいと思いますし、そういうことで市全体でヒグマの対策を進めていただきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして一般質問させていただきます。

私からは1点のみでございます。観光イベント実施に係る支援についてであります。現在砂川市では各団体による様々な観光イベントがあり、市民の交流や季節の楽しみ、新たな知識を得る機会として多くの方々の活力となっているものと考えます。また、観光に資するイベントは緑と花の祭典やラブ・リバー砂川夏まつりなど、市内だけではなく市外からも多くの方が訪れ、SNS等で砂川の魅力が発信されることによって、まちのにぎわいや市民の日々の生活に潤いを与えるだけではなく、経済の活性化にも寄与する非常に重要なものと考えます。新型コロナウイルスが感染症法上の5類感染症へと移行し、人の流れが戻りつつある中、関係人口を増やす取組として、今後展開されていく駅前地区整備事業における新施設をはじめ、営利活動が可能になった遊水地管理棟やその他の観光施設においても多くのイベントを実施し、人の流れやにぎわい創出を図ることはまちづくりの重要な要素であると考えます。また、様々なイベントを通して事業所や各団体と市民との交流が生まれ、イベントの企画、運営に学生や主婦、高齢者などが参画する市民参加型のまち

づくりを推進することができるものと考えます。そこで、以下について伺います。

(1) 市内で実施されている観光イベントに対する市の支援について。

(2) 観光イベントを実施する各団体に対する支援決定までの流れについて。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 (登壇) 私から大きな1、観光イベント実施に係る支援についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 市内で実施されている観光イベントに対する市の支援についてですが、本市には観光イベントを実施している民間の団体が数多く存在し、にぎわいの創出はもとより、観光客の誘客を目指した関係人口の創出、拡大に向けた取組を積極的に推進していただいておりますが、会員の高齢化や後継者不足などの課題も抱えているところであります。このような中、観光イベントに対する市の支援といたしましてイベントの運営に係る費用の一部としてイベント補助金を交付してきたところであります。平成10年度に砂川観光協会が設立された以降、観光協会が市のイベント事業の窓口となり、イベントのサポートを行っていただいたところであります。補助金の対象となる事業は、例年各実施団体からの要望に基づき市と観光協会が協議を行った後、決定することとしており、近年はコロナ禍において実施できなかった事業も多くありますが、令和4年度はワカサギ受精卵放流、THE祭、ラブ・リバー砂川夏まつり、手打ち新そば祭り、子どもの国フェスティバル、石狩川下覧榴、市民おどり、緑粋みこし、中央商店街子供盆踊り、北海道義士祭、街頭もちつきの11事業に市民の皆さんの自主的な事業として支援を予定していたところであります。オアシスパークや遊水地管理棟、北海道子どもの国などの観光施設に加え、今後整備される駅前地区における新施設など、これらの効果的な利活用が重要であることから、市内で実施される観光イベントがまちのにぎわいや地域の活性化につながるよう支援を継続していく考えであります。

続きまして、(2) 観光イベントを実施する各団体に対する支援決定までの流れについてですが、市内において観光イベントを実施しようとする団体で財政的支援が必要な場合、既にイベント補助の対象とされている事業につきましては、実施団体より砂川観光協会補助金交付申請概要に記載事項を記載し、事業内容や事業収支が分かる書類を添付の上、申請を行っていただくものであります。イベント補助を受けていない事業で新たに支援を必要とする場合は、市及び観光協会に事前に相談を行っていただくことになります。その後、市と観光協会において事業内容や事業収支などを参考に団体の状況や本市観光振興に資する事業であるかを協議した中で支援が妥当であるかの判断を行うものであります。なお、市において新規に予算措置が必要な場合もあることから、通常事業実施の前年に事前相談をいただくようお願いしながら進めているところであります。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。市の支援内容及び支援決定までの流れについては分かりました。事前に申請しなければ使えなかったりとか、あとイベントの補助金なのですけれども、インターネット等で調べても出てこなかったりするもので、そういったところの整備も必要なかとは思いますが、あと補助金の内容なのですけれども、あるところではイベント支援事業として高校生、大学生、それ以外と区分し、補助率や上限を変えて謝金や広告宣伝費、保険料、警備委託料などを補助したりするなどして学生や若い世代が企画、実施する魅力あふれる事業を積極的に支援する自治体も見られます。砂川市においても、過去に砂川高校の生徒が商品開発を行い、イベントで販売したり、國學院大学北海道短期大学部舂井ゼミ砂川事業部の学生が砂川市内の様々なイベントにボランティアとして参加するなど、若い世代や事業主でない人たちもイベントを通してまちを盛り上げていきたい、そんな思いがあるのではないかと思うところであります。ただ、現在の補助金の流れでは支援を受けるまでに時間がかかるのかと、二、三か月前に企画したものに利用できるような即時性のある補助金があるといいと考えます。若い世代など自分たちで何か市のためにできることはないかとイベントの実施を考えたときに、すぐに後押しできるような補助金、環境整備が必要ではないかと考えますが、市のお考えを伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 今までの補助金では決定まで時間がかかる、後押ししていただきたいので、早めに決定いただきたいという内容の質問かと思えます。今までの補助金は、市がイベントに補助する場合は当然当初予算、または補正予算として市に予算提案をするため、どうしても時間がかかってから執行することになります。若い世代がイベントを実施しやすくするため、また即効性のある補助事業の創出については経済活動や観光需要の回復につながる重要な取組であるということは認識しております。まちににぎわいを生み出す観光イベントを推進するためには、観光協会と連携して、今ほど議員さんがおっしゃられたような補助率や上限を設けるなどの明確な基準を持って即時に対応できるような支援策が必要かというのを感じております。ですので、積極的に観光協会と協議しながら検討を進めていきたいと考えております。

その窓口でございますが、市に相談いただくということも先ほど申し上げましたが、もちろん相談は市にいただいて全然結構なのでございますが、先ほど答弁で申し上げましたとおり、観光協会が窓口として担っていただいております、また様々な観光イベントの連携につきましても中心的な役割を担っていただいております。ですので、その役割の一つとして観光イベントの補助の窓口も、改めて言いますが、担っていただいておりますので、観光協会を中心にご相談いただけたらよろしいかと思っております。また、観光協会にそういう観光イベントの実施者が集まることで、人が集まるということで活気もまた生み出す相乗効果も生まれるのではないかと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。市で直接というのは難しいというのも分かりました。観光協会さんで受付しながらということになるのですね。私も大小といろいろなイベントを経験してきた中で、つらい思い、大変な思いをたくさんしたのですけれども、そういったものを経験して、外に出なければ出会えなかったであろう人とか、多くの人と交流ができて、楽しそうにしている人たちを見ると、もっと頑張ろうと、また頑張ろう、続けていこうと。そういうことを考えながら続けていく中で、地域や人のために何かできているような気がする。そういったイベントというのは多くの方に参加していただいて、砂川の魅力や地元愛が高まるものと思いますので、既存の支援方法の見直し、環境整備など、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上を申し上げ、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 多比良和伸君 一般質問は全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時55分